

毎月1回1日発行

政策資料

No.111 《復刊5号》
1975年10月1日

特集 I 総選挙政策

- 総選挙政策.....1
- 書記長政治報告.....8

特集 II 第76回臨時国会にのぞむわが 党の基本的態度

- 国会闘争方針.....14
- 当面するインフレ・不況打開
のための政策.....17
- 反インフレ、反不況、生活危機突破
のための重要な政策要求19

特集 III 第10回自治研全国集会

- 基調提案.....22
- 分科会報告.....25
- 成田委員長あいさつ.....29

資料

- △原水禁世界大会 森滝代表の
基調演説.....32
- △六価クロム対策・申し入れ.....33

日本社会党政策審議会

特集

一九七五・九・二三

総選挙政策大綱

日本社会党政策審議会

一、インフレ・不況の現状とわれわれの課題

(一) わが国経済は、ここ数年来、物価の上昇と不況がからみあつた混乱状態をつづけています。米国をはじめとした先進資本主義国も、共通して

このインフレと不況同時進行（スタグフレーション）という資本主義の新しい病気に苦しんでいますが、とりわけわが国の事情は深刻です。

昨年（一九七四年）の一年間は、わが国経済の推移の中でみても、消費者物価の上昇は対前年比二〇%台

という状態が毎月つづき、年間平均では二四・五%の上昇、卸売物価は三一・三%の上昇となり、敗戦直後の悪性インフレ以来、はじめての狂乱的な物価上昇を示しました。不況という面でも、鉱工業生産は対前年比一四・九%の減産、経済成長率は

実質でマイナス一・八%（一九七四年度ではマイナス〇・六%）となり、中小企業の倒産が増大し、首切り失業が臨時工から常用工まで及び新規採用取止めというこれまでにない深刻な事態に直面し、今日依然として不況がつづいています。

わが国のインフレ・不況という事態は、七〇年代初頭、先進資本主義国に共通に現われたドル危機とIMF体制の崩壊による世界的インフレ状況に加え、ドル危機へ対応する国内の大企業優先の徹底した高度経済成長政策が進められ、この間大企業は生産と資本の集積集中を進め、独占・寡占体制をつくりあげ、株式の物価というインフレ局面をつくりだしたことにより、これまで歴代の大企業の支配による企業集団を形成し、不況には生産制限をして独占・寡占価格による物価上昇をつくりだしました。狂乱物価の最中には、大企業は土地・株式・原材料資材の価値上りの中で農産物価格は低く抑えています。狂乱物価の最中には、大企業優先の高度経済成長政策は

乗し、狂乱物価対策として総需要抑制を行ない個人消費を低下させ不況が深刻化したものでした。従って、これまでのような金融引き締めによる総需要抑制→物価の鎮静→不況対策という筋書きでは根本的解決はまったく望めません。

戦後三十年間、わが国経済は、国家独占資本主義のもとで、國の介入による大企業優先の徹底した高度経済成長政策が進められ、この間大企業は生産と資本の集積集中を進め、独占・寡占体制をつくりあげ、株式の物価というインフレ局面をつくりだしたことにより、これまで歴代の大企業の支配による企業集団を形成し、不況には生産制限をして独占・寡占価格による物価上昇をつくりだしました。狂乱物価の最中には、大企業は土地・株式・原材料資材の価値上りの中で農産物価格は低く抑えています。狂乱物価の最中には、大企業優先の高度経済成長政策は

乗し、狂乱物価対策として総需要抑制を行ない個人消費を低下させ不況が深刻化したものでした。従って、これまでのような金融引き締めによる総需要抑制→物価の鎮静→不況対策と

重圧を加えています。

その一方、労働者はインフレで実質賃金を切り下げられ、少しばかり貯金が目べりをして、二重の収奪を受けているばかりでなく、住宅難通勤地獄になやみ、労働年限をつとめあげた退職金では住宅も建てられず、不充分な社会保障のため、老後の生活すら保障されません。

中小企業者は、倒産の危機において、原料高の製品安でかろうじて営業と生活を維持しているのが現状です。

農民は減反政策を強いられてつくりたい米もつくれず肥料や農機具の

大企業は土地・株式・原材料資材の

投機買占めを行い物価をつりあげ、

膨大な土地の含み資産や膨張した金

融資負債が産業活動や国民生活に

影響を与えています。

その一方、労働者はインフレで実

需要抑制→物価の鎮静→不況対策と

いう筋書きでは根本的解決はまったく

望めません。

民にシワ寄せをしているだけでなく、生産第一主義、G.N.P.優先に走り、国民の生命と健康に対する科学的安全部門の確立を無視しつづけてきました。この結果、人間が生物であることを忘れ、今日汚染は、海洋、土壤、大気をはじめ薬害による健康破壊、複合汚染となつて生態系（エコロジー）を破壊し、これまで人類が経験したことのない危険な様相を呈つあります。このまま放置すれば、国民が健全な人間（生物）として生存することができなくなる可能性があります。インフレ・不況の克服とともに国民の健康基盤をどう守ついくのかはきわめて重要な問題となっています。

インフレ・不況の深刻化、石油ショックによる石油価格の上昇、世界的食料不安の中での農産物輸入価格の上昇などが我が国経済に打撃を与えており、これまでの重化工業中心、第一次産業無視、国民生活へのシワ寄せ、国民の生命と健康無視の高度成長政策が大きく転換をせまられています。このままでは、インフレも不況も克服できないまま国民生活を破壊する危険を強めています。

政府自民党は口では「福祉優先」「安定成長」をとなえながら、依然として大企業優先の経済政策を変えようとはしておりません。いまこそ

とを忘れ、今日汚染は、海洋、土壤、大気をはじめ薬害による健康破壊、複合汚染となつて生態系（エコロジー）を破壊し、これまで人類が経験したことのない危険な様相を呈つあります。このまま放置すれば、

（二）世界とアジアの情勢は、インドシナにおける南ベトナム、カンボジアの民族解放運動の歴史的な全面勝利によつて、アメリカ帝国主義に決定的打撃を与え、民族自決を求める植民地主義に反対する第三世界の国々に有利に展開しています。タイ政権が、在タイ米軍基地の撤去を強く要求したり、中国とフィリピン、中國とタイのあいだの国交があいついで正常化されるなど、とくに、アジアの情勢は、平和、非同盟・自主・中立の方向にむかって大きく前進しているといわなければなりません。

社会党の主張している日中平和友好条約の即時締結と日中両国民の子孫々にわたる友好関係の確立の必要性が、アジアの最近の情勢をみていかにもほど痛感されることはあります。

一方、アメリカ帝国主義は、印度シナにおける大敗北にもかかわらず、南朝鮮でふたたび緊張をつくり出し、アジア支配の維持のためのまきかえしを画策しています。シェルジンジャー米国防長官が朝鮮民主主

義人民共和国の「武力南進」を宣伝したり、核兵器の使用を公然とほのめかしているのがそのあらわれです。三木内閣もまた、三木・フォード会談で明かになつたように、「韓国条項」を再確認し、安保体制の強化を改めて強調し、日米共同作戦の具体化や核持ち込みの許容など危険な方

向へと同調の姿勢を強めています。

社会党の主張通り、日米安保条約を廃棄し、非武装・非同盟・積極中立の外交により、日本とアジアの平和のために引き続いてたたかわなければならないのが現状です。

（三）世界とアジアの情勢は、印度シナにおける民族解放のたたかいの大きな勝利は、中東、南西アフリカなどでいまなおたたかい統治する解放勢力を大きくはげまして、戦争と民族抑圧の勢力をこれら地域から一掃し、民族自決にもとづく恒久的な平和の秩序をきづきあげるうえで偉大な教訓となつています。

パレスチナ人民は、占領された祖国の回復をめざし、エジプト、シリアなどのアラブ諸国も占領された領土の回復をめざしてねばり強い外交努力を続けています。しかし、イスラエルは、引き続いて好戦的で侵略的な態度に終始しています。大国のあつせん、介入によって一時的な和平がもたらされても、中東における永続的、基本的な平和の回復は、開発

途上国の諸権利を完全に保障し、パ

レスチナ人民の民族的権利を回復し

祖国への復帰を実現すること以外にありえないことであらためて確認さ

れています。

また、南西アフリカにおいても、

旧ボルトガル植民地でも、モザンビ

ーク、アンゴラなどあいついで解放

勢力の勝利が伝えられています。し

かし、南アフリカ共和国とローデシ

アにおける人種差別政策はいぜんと

して続けられ、大きな怒りをかつて

います。いずれにせよ、アフリカに

おいても植民地勢力の後退と解放運

動の前進はさけられない歴史の潮流となつてゐるのです。

このように、アジアと世界の情勢の動きは、帝国主義と戦争勢力の後退、第三世界を中心とする民族解放斗争の大きな前進のなかで、平和と民族独立の方向にむかっているといわなければなりません。社会党の主張する非武装・平和中立の日本を実現するための可能性がますます強まつており、アジアと世界のゆるぎない平和を確立する条件がいっそうとのいつつあるのが現状です。したがつて、自民党政府のすすめている安保強化、自衛隊増強の政策は、国際情勢の流れに逆行するものでありわざしたちは、安保条約の廃棄、平和中立日本の実現にむかって前進し

特集 総選挙政策

なければなりません。

(三) 三木内閣は、任期中途の田中内閣

のあとを受け、自民党内では暫定政
権と位置づけられて成立しました。

田中内閣の退陣は、直接的には田
中金脈問題を契機にしていますが、
田中内閣を退陣に追い込んだのは、
参院選挙におけるわが党の前進によ
る保革伯仲に加えて大企業のための

「日本列島改造計画」によって、土
地・株・原材料資材の値上がりを刺激
し、狂乱物価状況をつくりだし、イ
ンフレを抑えるために引き締め政策
をとった結果がインフレ不況という
状況に直面し、財界の支持を得られ
なくなつたためです。

三木内閣は、政治的には「野党と
の対話」「革新的保守」などの看板
をかかげ、経済政策では「物価抑制」
「社会的不公正の是正」「ライフサ
イクル論」などを宣伝していますが
公共料金や各種保険の値上げによる
国民の負担増、福祉切り下ろし、失業
による労働者へのシワ寄せにみるよ
うにその本質は看板の塗りかえにす
ぎず、これまでの自民党内閣と何ら
変るところがありません。

深刻化する不況、失業の増大に対
して、三木内閣は、物価上昇の鈍化
の見通しがつくまでは、総需要抑制
の基調をつづけながら、引締めに伴
う不況現象に対しては、財政・金融・

雇用面でキメ細かい対策を機動的に
進めるという対策をとりました。

これは、国会対策や春闘を意識した
ゴマ化しの政策にすぎませんでした。

春闘のベースアップ等をみると一九七
四年の二三%に比べ、今年は一三・
一%と非常に低く抑えられました。

春闘のベースアップ率が低かつたた
め、労働者の実質所得は大幅な低下
となつて、個人消費の拡大による景
気回復要因は見込めません。

三木内閣は、インフレ不況をつく
りだした高度成長型の経済構造と政
策体系には手をふらないで、物価が
対前年比、一五%以下に鎮静化した
として、金融緩和、公共事業の拡大
公定歩合の引下げなどの景気刺激策
をとっていますが、この不況対策そ
のものが大企業対策です。景気刺激
策を強めれば物価の大幅上昇になる
ことはさけられません。歳入欠陥に
対しては、酒・タバコなど公共料金
の値上と大幅な赤字国債の発行でお
ぎなおうとしており、地方財政の危
機に対しても、人件費の抑制、下請
民営化、公営交通、上下水道などの
公共料金の引上げなど、住民や自治
体労働者の犠牲によって乗り切ろう
としています。単に財政欠陥を補う
という安易な赤字国債の発行は裏付
けのない通貨の増発でありインフレ
を促進する以外のなにものでもあり

ません。

歳入欠陥は、明らかに政府の経済
見通しのあやまりであり、大企業や

資産所有者の数兆円にのぼる土地、
含み資産に課税を強化し、大企業を
優遇する租税特別措置を大幅に改正
するなどの対策がまず必要であり、
安易な国債発行には明確に対決して
ゆかなければなりません。

三木内閣が国民生活優先の立場に
立って、抜本的な政策転換を行う意
志も熱意もないことはもはや明らか

です。七五国会で値上げ法案を粉碎
し独禁法改正が衆院を通過したのは
社会党的努力によるところが大きく

三木内閣は名目的にも公約を全く果
しえない無能ぶりを暴露したばかり
でなく、日米会談、靖国神社参拝な
ど従来の自民党内閣と全く変わらない
反動的な政治姿勢を強めています。

(+) 憲法を守り、民主政治を拡大発展
させる。

「話し合い」と「協調」の民主政

治を一枚看板として民主政治の確立

を確約した三木内閣は、次々と自ら

の公約を破つて恥じない態度をとつ

たばかりでなく、靖国神社参拝問題

にみられるように、国民に表明した

政治の基本姿勢とは全く相反する反

たばかりでなく、靖国神社参拝問題

が党が革新のかなめとしての政治的

役割と責任を果しながら、反独占、倒

反自民の力を結集して三木内閣打倒

衆院解散をかちとり、総選挙を通じ
てわが党が大きく前進し、日本政治

の一大革新を実現しようと決意して

二、政治、経済、外交政策転換の方向

今度の総選挙は、政治や経済のあ
り方、わが国の進路について、自民
党三木内閣と明確に対決し、国民の

諸要求に応えながら反自民の勢力を
結集して反インフレ、反不況のたた
かい、国民の生命と暮らしを守るたた
かいを進め衆院でも保革伯仲をかち
とり、国民連合政府への展望をもつ
たたかいを発展させていかなければ
なりません。われわれが目ざす、

政治、経済、外交政策転換の中心の
柱は次の通りです。

（一）憲法を守り、民主政治を拡大発展
させる。

（二）政治、経済、外交政策転換の方向

(1) 議会制民主主義の擁護と発展

国会が眞の意味での「國權の最高機關」として、國民の信賴をとりもどすには、長い間自民党政権が独善的な運営をほしままにしてきた国民党独裁的な運営を打破し、与野党が共通して責任を負い、公平で民主的な運営が行われ、このことを通してその地位と権能を高めるよう最大の努力をつくします。

同時に、國民の請願権、公聴会等の活用、國政調査権、審議権の拡大など國民と國会を結ぶきずなを強めるとともに、小選挙区制の企図を粉砕し、參院の定数は正など選挙制度の改革、政治資金の規制強化、政治腐敗の徹底的諫止などとあわせて議會制民主主義の發展と拡大につとめます。

(2) 人権を守り、民主政治を發展させた公約は、國民に約束しながら、國民の意見を尊重するという敵正な政治慣習の確立が信頼性回復と民主政治發展の重要な前提条件となります。

思想、信条、言論、結社の自由、團結権、團体行動権など國民の基本的権利を最大限に保障し、これを制約し、侵害するものは断固として反対し、このような権力機構、行政機構を全面的に改廃して、人権擁護の機構を拡大強化します。

とくに、刑法・少年法等の改悪に対し、司法の民主化のをすすめ、國民の知る権利、言論報道の自由を保障し、國家と宗教の分離を厳格に守り、形式と實質を問わず靖國神社の國營化、國家権力と結びつけるいかなるところにも強く反対していくます。

また、部落差別、民族的差別などをあらゆる社会的な差別に反対し、男女の不平等や抑圧、搾取など社会的不正義、不公平を排除し、真に公平で平等な社会の実現につとめるとともに、教育の機会均等、平和、民主化、教育の徹底、生涯教育の制度確立など平和憲法と完全に合致する教育、科学、文化の創造性が發揮できる教育文化制度の全般にわたって、民主的改革をはかります。

(3) 地方自治の強化

中央集権化、中央支配化に強く反対し、民主政治を急速度に發展せしめてきた革新自治体の強化と拡大を基盤に、地方自治の民主化をより一層发展させなければなりません。

このため、とくに財政危機を理由に中央支配を強化しようとしている三木内閣の政治姿勢に強く対決し、

約し、侵害するものは断固として反対し、このような権力機構、行政機構を全面的に改廃して、人権擁護の機構を拡大強化します。

とくに、刑法・少年法等の改悪に対し、司法の民主化のをすすめ、國民の知る権利、言論報道の自由を保障し、國家と宗教の分離を厳格に守り、形式と實質を問わず靖國神社の國營化、國家権力と結びつけるいかなるところにも強く反対していくます。

(2) 国民生活優先の経済改革

インフレと不況を克服し、大企業優先の経済政策から國民生活優先の経済に転換させるため、次の政策を重點的に行います。

(1) インフレと不況を克服し、富と所得の不平等を是正します。

大企業優先の高度成長政策が生み出したインフレと不況の克服、富と所得の公平な配分をすすめ、國民生活優先、福祉重点の経済政策の転換をはかります。そのため、高度成長を支えてきた財政、金融、税制のしくみを変え、原価公表、不当な市場支配力の排除など独禁法を強化して独占資本の支配体制に民主的規制を

所得の不平等の是正をはかるため

①年金、社会福祉の充実、②農業再建策の確立と資金の優先配分、③中小零細企業への金融、税制面での大改革をはかるとともに、④雇用保障を強化し、全国一率の賃金制度を確立して最終需要を拡大し、國民生活を向上する安定した経済に転換します。

(2) 住みよい生活環境をつくり、國民生活を守り格差差別をなくします。

公害、環境破壊や生活不安をもたらした生産第一主義の政策を転換し住宅、下水道、公園、学校施設、図書館、遊歩道など環境整備について権限を、労働者、中小企業、農漁官僚が独占している経済政策に関する権限を、労働者、中小企業、農漁民など國民諸階層の参加と監視の強

自主税財源の確立、自治権の確立を基本に住民意識の向上をはかり、自治体労働者、住民運動の發展などにスの向上など地方自治全体の強化のための政策を積極的にすすめていきます。

そのため、民間設備投資や大企業対抗の公共投資拡大に主導される従来の景気対策ではなく、公共投資は住宅建設と生活環境の整備におき、所得税の減税、所得保障など個人消費拡大による下からの景気政策をとり、企業の雇用と仕事をふやすための対策を強めます。

そのため、民間設備投資や大企業対抗の公共投資拡大に主導される従来の景気対策ではなく、公共投資は住宅建設と生活環境の整備におき、所得税の減税、所得保障など個人消費拡大による下からの景気政策をとり、企業の雇用と仕事をふやすための対策を強めます。

そのため、民間設備投資や大企業対抗の公共投資拡大に主導される従来の景気対策ではなく、公共投資は住宅建設と生活環境の整備におき、所得税の減税、所得保障など個人消費拡大による下からの景気政策をとり、企業の雇用と仕事をふやすための対策を強めます。

特集 総選挙政策

環境整備、人間の生命と暮らしを優先する経済政策を推進します。

国民の生命と健康を守り、有害物質による汚染の複合化や生態系の破壊に対処するため、自然浄化になじまない化学物質、有害物質の生産や使用の制限、土地をころし、食物連鎖で人の健康を害する農薬、配合飼料等の使用禁止などを行うとともに、安全制を重視する生産体制、研究開発体制の確立、自然条件に適合した農林漁業の振興をはかります。

生活できる年金、不安のない生活保障制度を確立し、心身障害者など

の権利を保障し、公設公営の休日、夜間、へき地診療体制の確立をはか

るなど格差と差別をなくす福祉政策を推進します。

(3) 国と地方財政の危機を開拓します

歳入欠陥に対処するため、大企業や資産所有者の土地、含み資産に対する課税の強化、大企業優遇の租税特別措置の改正など取るべき税を取り税制の大改革、硬直化している歳出面のあらいなおしを行い、インフレを拡大する安易な赤字国債発行に反対します。

すでに発行されている建設国債を名目にして赤字国債の管理を強めるため、発行額、日銀引受けにならない市場消化など引受け環境の整備、償還計画とその確実な実行と国債管理

政策を確立します。

地方財政の危機打開のため、中央と地方との事務および税財源の改革をすすめ、第二交付税制度の創設など地方交付税制度の改革、超過負担の解消、機関委任事務や団体委任事務の整理をはかります。

地方公営企業の健全な運営をはか

り、料金値上げを押えるため、独立採算性を廃止し、国の財政措置を強めるとともに、大企業に適正な負担を求め料金の福祉型体系の確立、料金決定の民主化をはかります。

(3) 平和、自主、中立外交によるアジアの平和と繁栄の確立

三木内閣は、外交姿勢においても政治姿勢と同様一枚看板外交を展開し、日韓閣僚会議の再開、韓国援助の強化、台湾航路の再開などの基本は、依然として吉田内閣以来の日本は、依然として吉田内閣以来の日本安保体制強化を主軸とする保守本流外交を進めています。

日本会談の中でも三木・フォード

秘密会談を行い、韓国条項の再確認

と日本防衛分担区分の強化など新

たな緊張をつくりだし、敗退した

アメリカのアジア支配をさらにまきかえすための陰謀に加担しています。

これはむしろ従来の安保体制をよ

り強化し、日本をより危険な道へとおとし入れる外交姿勢であります。

社会党の非武装、非同盟、積極中

立の外交方針は、すでに野党外交の展開の中で、また具体的な国際情勢とくにアジアの情勢展開の中でその

正しさが実証されており、さらに確信をもってアジアの平和確立のために、この政策をおし進めて行きます。

(1) 安保廃棄、軍備縮少、核持込み禁止

日米安保条約を即時廃棄し、軍事基地を撤去し、平和憲法の基本にたどりかえつて、防衛費を大幅に削減します。

(2) 日中、日ソの友好増進

同時に非核三原則の完全履行のための国際的宣言を行い、核の持ち込み、通過を拒否し、広い範囲によるあらゆる国際的努力により、非核武装地帯の設置、核不使用宣言(協定)核軍縮、そして全面的な核廃絶に向

つて努力を積重ねて行きます。

(3) アジアの平和確立

あらゆる軍事同盟に反対し、平和力の積極化、各種交流を活発化します。

さらに他のアジア諸国、開発途上

国、社会主義国と平和共存、互恵平等の原則に立って、友好関係をすすめ

締結して、北方領土問題の解決をは

かり、漁業問題の解決、経済開発協

力の積極化、各種交流を活発化しま

す。

さらに他のアジア諸国、開発途上

国、社会主義国と平和共存、互恵平

等の原則に立って、友好関係をすすめ

自主自立のための経済協力、技術、

文化交流を拡大し、資源の安定的供

給、貿易構造の転換などをはかつて

います。

民族解放斗争の勝利を基礎に、植民

支持し、南ベトナム臨時革命政府の即時承認、活発な人物、経済交流をすすめます。

朝鮮民主主義人民共和国の即時承認、南北朝鮮の自主的、平和的統一を支持し、あらゆる分断の固定化の陰謀に反対し、朝鮮における国連軍の解体、一切の外国軍隊の朝鮮半島からの撤退を要求し、その実現を期してたたかいます。

(4) 日中、日ソの友好増進

日中共同声明の霸權主義反対条項を明記した日中平和友好条約を即時締結して、日中の友好関係を増進するとともに、各種の交流を活発化します。

(5) 日ソ間の諸縣案解決に積極的な努

力を払うとともに、日ソ平和条約を積極的協力関係を確立します。

(6) 日ソ間の諸縣案解決に積極的な努

力を払うとともに、日ソ平和条約を締結して、北方領土問題の解決をは

かり、漁業問題の解決、経済開発協

力の積極化、各種交流を活発化しま

す。

特集 総選挙政策

三、課題達成のための七つの目標

(1) 確保、住宅保障法の制定、低家賃実現のための低家賃補償制度の導入などをすすめます。

(2) 不安のない国民生活を保障する。

(1) 社会保障を国民の権利として確立します。とりわけ、心身障害者など生産に関与することから疎外される人々の権利を保証し、差別と格差をなくす福祉計画を推進します。年金制度は、ナショナルミニマムを設定し積立方式を賦課方式に改め、各年金制度の統合化をすすめます。医療社会化をめざし、公設公営の休日、夜間、へき地診療体制の確立をばかります。

(2) 労働基本権を保障し、全国一律最賃制、労働時間短縮、雇用問題、労災保障の体系を確立します。最賃法の実施にあたって、最低賃金基金(仮称)を設け、実施の円滑化をばかります。

(3) 人の健康と環境保全を優先させ、公害と環境破壊をなくす経済運営に切りかえます。そのため、工場立地規制、生活環境整備、自然保護対策の制定をかります。

(4) 人の健康と環境保全を優先させ、公害と環境破壊をなくす経済運営に切りかえます。そのため、工場立地規制、生活環境整備、自然保護対策の制定をかります。

(5) 国民の足を確保し、交通事故、災害から国民生活を守ります。そのたまに、総合交通体系を確立し、交通の公的・一元化と民主的調整をすすめるとともに、通勤地獄を解消するため都市交通の緊急整備と地方交通の維持・整備をばかり、あわせて交通事故防止のための抜本的対策を講じます。

(6) 食料自給の向上、資源の有効利用をすすめる。

(1) 農林漁業をたてなおし、食料自給を計画的にすすめます。そのため、農民の生産と生活を守る農政の抜本的転換を推進し、食料自給計画に基づき、食料、飼料の自給度向上の緊急立法を行ない、計画的に自給率を高め、備蓄を整備します。沿岸漁業の振興と育てる漁業への発展をはかるための条件を整備し、世界の新しい漁業秩序確立につとめ、資源保護に積極的活動をすすめます。

(2) 資源エネルギーの有効利用、供給の確保につとめます。そのため、資源エネルギーの浪費をやめ、資源の効率的利用と備蓄をすすめ、省エネルギーのための産業構造の改革、石油公団法、電力管理法、石炭産業国有化法などの立法化をすすめます。

(3) 生活のための科学技術の振興をはかります。そのため、科学技術の基礎研究を推進する研究基金制度の創設、人類の生活福祉に役立つ無公害エネルギー、海洋開発、ガン研究、総合計画技術等の研究を推進します。

(4) 大企業を中心、重化学工業重点の産業構造を改め、中小企業の振興をはかります。そのため、中小零細企業の位置づけを明らかにし、積極的に安定と発展のための施策を推進し、中小企業の事業分野の確保、官公需の中小企業向けワークの拡大、共同化新技術開発助成等をすすめます。

(5) 財政配分の適正化と地方自主財源の強化をはかる。

(1) 中央・地方の財政支出の構造の転換をばかり、産業基盤投資七、生活環境基盤投資三の公共投資割合に象徴される高度成長型財政を生活重点に改め、地方財政の比重を高めるとともに、社会保障関係費の充実をはかります。一方、公共投資内容の改善、防衛費の大巾削減をばかり、國民生活重点の財政支出構造を確立します。

(2) 地方財政を確立するため、財政主権を拡充します。税財源を再分配し、所得税等の地方移譲で自立財源を強化し、国・地方の税源を五対五にかえるようにします。また、法人

(3) 生活のための科学技術の振興をはかります。そのため、科学技術の基礎研究を推進する研究基金制度の創設、人類の生活福祉に役立つ無公害エネルギー、海洋開発、ガン研究、総合計画技術等の研究を推進します。

(4) 大企業を中心、重化学工業重点の産業構造を改め、中小企業の振興をはかります。そのため、中小零細企業の位置づけを明らかにし、積極的に安定と発展のための施策を推進し、中小企業の事業分野の確保、官公需の中小企業向けワークの拡大、共同化新技術開発助成等をすすめます。

構造を改め、中小零細企業および活金融の充実をはかります。とくに政府系金融機関の比重を高めるとともに、開銀、輸銀の融資の縮減を行ないます。

(5) 高度経済成長の過程でとられた、大企業には設備資金を中心の低利融資、中小零細企業には高金利融資の融資にかえるようにします。また、法人

特集 総選挙政策

(7) 二税の引上げ、事業税への外形標準の適用などの対策をとり、大企業への特権的減免税制度は廃止します。
(8) 地方債の制限は撤廃します。

(3) 国の機関委任事務や団体委任事務を整理し、地方自治体に権限を移譲し、補助金行政や天下り人事介入をやめさせます。超過負担は既往分にさかのばつて完全解消をはかります。

(4) 地方交付税制度の改革と、第二交付税の創設をはかります。

(5) 公共料金や地方公営企業の料金値上げを抑えるため、国の財政措置を強めると同時に大企業に適正負担を求め、料金の福祉型体系の確立、料金決定機構の民主化をはかります。

(6) 財政収入欠陥を開けるためには基本的には税体系の改革により、とるべき税をとり、大企業の税負担の応能化・利益化をはかることを前提として、社会保障基金および地方財政安定基金を設定します。

(7) 大企業や資産所有者に対する課税の強化など税制面での不合理是正による歳入対策、硬直化した歳出構造のあらいなおしを行うとともに発行受け・償還についての管理政策を確立し、歯どめ策を明確にさせ、安易な赤字国債に反対する。

(8) 教育内容の精選、教育施設の充実をすめる。

(1) 教材費等の無償化で、ゆきとどいた義務教育にします。

(2) 公立高校の増設で高校全入（義務教育化）をめざします。高校の公私格差常立間の格差をなくします。

(3) 障害児の全員入学を早期に実現し、教育環境・医療施設を充実します。

(4) 幼稚園から大学まで私学への経常費用三分の一補助をはじめ、私学助成をすすめ、国公私立間の格差をなくします。

(5) 授与金制度を充実し、経済的理由による進学機会の不平等をなくします。

(6) 大学生試地獄を緩和し、教育費父母負担を引き下げます。

(7) 公立幼稚園と保育所を増設し、子どもの健全な発育と母親の働く権利を保障します。幼稚園と保育所の一元化をめざします。

(8) 教員養成大学、教育課程の改悪など教育の国家統制、反動化に反対し教育委員会の公選制など教育の民主化をすすめます。

(1) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

(2) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

(3) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

(4) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

(5) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

(6) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

(7) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

(8) 非武装、平和中立の基本にたち、平和五原則にもとづく自主外交を開きます。日中平和条約の早期締結、日朝友好を促進し、朝鮮民主主義人民共和国との国交を行い朝鮮半島の国連軍の解体、一切の外国軍隊の撤退、外国の介入を排除し、朝鮮の自立・平和的統一を支持します。

一九七五・九・一三（全国書記長会議より）

書記長政治報告

—インフレ・不況の打開をめざし、国民要求を

実現して、総選挙勝利をかちとろう—

書記長 石橋政嗣

(一)

私は、全国から参考された各県本部の書記長各位の日頃の御苦労にたいしまず最初に感謝とねぎらいを申し上げたいと存じます。

御承知のように昨日、国民注視のもとに臨時国会が開会され、歴史的な秋の政治決戦の火ぶたが切られました。

私たちは、この臨時国会において、まず第一に、さきの日米首脳会談ははじめ政府のすすめてきた危険な外交上の諸活動と、政府の失政に基く最近の深刻な経済不況について、三木内閣の責任を徹底的に追及し、第二に、国民要求を背景に自民党の政治路線の転換を迫り、国民生活を防衛するための經濟的緊急諸措置の実現をかちとり、第三に、これらのたたかいを通じて、国会解散、総選挙に追いこみ、三木内閣の打倒と政局の一新をはかる決意であります。

もともと私は、三木内閣の寿命は、今までの解説、総選挙までだと考えております。今日の状況で解散がおこなわった場合、わが党のたたかいたいから存じます。

昨年、参議院選挙の敗北が遠因となって田中内閣が崩壊したわけでありますから、衆院で保・革伯仲の時代を迎えることは必至であります。

ことになれば、三木首相の指導性は完全に失なれ、解散のあと、もう一度総理の座につくチャンスはうまいどちられると思うのであります。それだけに解散を引きのばそそうと考えるのは当然であります。したがつて私は、こうして認識のうえにたつてこの臨時国会において、わが党が多様な戦術を使使して、三木内閣を追いつめ、私たちのインシアチブのもとに解散、総選挙をつまつ、わが国政治は、昨年の参議院選挙と三木内閣の出現を迎へ、大き

保守の中でのたらい回しが再びおこなわれることがあつてはならないということがあります。その意味で、野党第一党のわが党の責任が重大であるといふべきです。わが党がたたかいたいから存じます。

昨年、参議院選挙の敗北が遠因となって田中内閣が崩壊したわけでありますから、衆院で保・革伯仲の時代を迎えることは必至であります。

ことになれば、三木首相の指導性は完全に失なれ、解散のあと、もう一度総理の座につくチャンスはうまいどちられると思うのであります。それだけに解散を引きのばそうと考えるのは当然であります。したがつて私は、こうして認識のうえにたつてこの臨時国会において、わが党が多様な戦術を使使して、三木内閣を追いつめ、私たちのインシアチブのもとに解散、総選挙をつまつ、わが国政治は、昨年の参議院選挙と三木内閣の出現を迎へ、大き

な過渡期に突入したといえるのであります。この過渡期のなかで、わが党がいかに現実の政治にかかわり、国民の共感のもとに党の影響力をたかめ、わが党を中心とする国民連合政府への道をわなければなりません。

私たちは、革新政策企画委員会を設置して「国民連合政府と現在をつなぐ」わが党の「中期的政策」の立案作業にはいるとともに当面する不況対策を発表し、また、対外的にはベトナム後のことなれば、三木首相の指導性は完全に失なれ、解散のあと、もう一度総理の座につくチャンスはうまいどちられると思うのであります。それだけに解散を引きのばそうと考えるのは当然であります。したがつて私は、こうして認識のうえにたつてこの臨時国会において、わが党が多様な戦術を使使して、三木内閣を追いつめ、私たちのインシアチブのもとに解散、総選挙をつまつ、わが国政治は、昨年の参議院選挙と三木内閣の出現を迎へ、大き

特集 総選挙政策一

五国会闘争の特徴と性格、公選法と野党共闘問題について全党的な認識の統一をはかること。二つには生活要求闘争委員会の組織化と当面の闘争目標についての方針の徹底と計画的具体化をはかること、三つには、下期の党勢拡大計画について中央・地方の意志疎通をはかること、一の三点を中心的に討議されました。各集会で共通して強調された問題点は、第一に、まづ、院外の大衆闘争が発展する中で、それを反映して国会闘争が正しく展開されること、第二に、国会闘争の重要な局面では、下部の意見を吸いあげ、たえず全党の意志を統一していく党内民主主義を重視すること、第三に、めまぐるしく変転する国会の動きに応じて、党の態度と行動を機敏に国民につたえる党の宣伝力を緊急に強化すること、の三点であります。

私は、以上の三点についてはこれをきびしくうけとめ、今後の党務運営に正しく生かしていく決意であります。今回の全国書記長会議の開催は、この決意のあらわれの一つであると理解して頂きたいと存じます。

いうまでもなく全国書記長会議は、限られた日程のなかで、出来るかぎり党務の万般について意志疎通をはかつていかなければならぬと思いますが、今回は、いよいよ開始された秋の政治決戦にむけ、まづ、生活闘争委員会を

中心とする院外での生活要求闘争をつみあげ、それを国会活動に反映させ、これらの運動を通じて、国会の解散をめざした万全の選挙体制を確立していくことに最大の目標をおいております。したがって、全般的な総括討議や方針討議については、来るべき大会で処理して頂くこととし、当面の課題に討議が集中されるよう運営に御協力を頂きたいと存じます。

私の報告も、その問題にしづづて、最少限にとどめたいと存じます。

(二)

中心とする院外での生活要求闘争をつ
みあげ、それを国会活動に反映させ、
これらの運動を通じて、国会の解散をつ
めざした万全の選挙体制を確立してい
くことに最大の目標をおいております
したがって、全般的な総括討議や方針
討議については、来るべき大会で処理し
て頂くこととし、当面の課題に討議
が集中されるよう運営に御協力を頂きま
たいと存じます。

私の報告も、その問題にしぼって、
最少限にとどめたいと存じます。

は、財界、産業界の強い要求にこたえ
不況の深刻化を逆用して労働者、中小企
下請企業、農業など勤労国民の生活に
犠牲をしわ寄せして、大企業中心の景
気刺激策によって需給ギャップをうつ
ようとするものであります。財政欠陥
についても公共料金の値上げ、赤字国
債の発行、人件費の抑圧、福祉の切り
捨て、住民負担の増大でのりきろうと
しています。

三木内閣は、対外政策においても、
過去数百年にわたって先進資本主義諸
国が支配してきた、世界の経済体制を
打破し、公平な構造にかえようとする
発展途上国の活動に何らの理解も示さ
ず、またベトナム後のアジアの平和と
逆行する政策を進めています。三木・
フォード共同声明、共同新聞発表にみ
られる対米追随の強化、朝鮮敵視政策
の推進、日中平和友好条約交渉の引き
のばし、一連の国際会議、とくに経済
問題にたいする反動的姿勢などがその
あらわれであります。

さらに三木政治は、"対話と協調"
"脱金権政治"の公約の裏で、財界の
自民党にたいする企業献金の全面再開
首相在任初中の靖国神社の参拝 小選
挙区制問題についての椎名発言をはじめ
右翼化、反動化のうごきも顕著であり
ます。すなわち三木政治は、選挙むけ
に準備している「ライフ・サイクル計
画」などの一見進歩性をよそおった宣

伝とはうらはらに、党内矛盾の激化のなかで、三木内閣の延命をめざして、政治、経済、外交のすべての分野で伝統的な自民党路線をあらわにしていきます。このため、今日の激変期における政権担当能力を喪失しつつあるといわなければなりません。

いま、われわれが、逼迫した生活要求の実現をかかげ、緊急に主体的条件をととのえ、一方では三木内閣と対決し、他方では自民党にくさびを打ちこみ、攻撃とよさぶりの硬軟あわせもつて戦術を展開していくならば、この臨時国会で解散、総選挙をかちとり、三木内閣を打倒し、自民党政権にとどめをさす条件は、十分、成熟しているとみなさればなりません。

こうした状況をふまえ私は、臨時国会を前に、さきの国会で対立した野党間の戦線の整備に努力し、一定の全野党共闘を復元させることに成功したのではありません。

しかし、さきの通常国会で示された政党共闘の複合化と対立化の傾向は依然基本的動向として進展していくものとみなさればなりません。

その原因は、今日政治状況は自民党単独内閣が終りを告げ、連立、連合の時代に移ろうとしている過渡的段階にあるということです。にもかかわらず、各野党はなお自民党一党独裁体制のなかでつくられた“対決姿勢”

特集 総選挙政策

から十分に脱し切つていいないという特殊な政治状況にあります。このなかで共産党が都市部分での頭打ちの打開をめざし、一方では極端な大衆迎合によりイメージアップをはかり、他方では社会党を故意に中傷して社会党との違いを強調し、国民要求の実現よりも党勢拡大を第一義的な目標としていることとあります。また公明党についても同様なことがあります。

この際とくに強調したい点は、野党間共闘の混迷分裂の主要な背景が、各種選挙に示されたわが党的政治的地位の相対的低下にあるということです。とくに戦略的拠点といわれる首都圏や京・阪・神をはじめとする大都市での急激なわが党的地盤沈下のおぼす影響は重大であります。したがってわが党が、来るべき総選挙で野党第一にふさわしい前進をかちとることこそ、国民の期待する革新共闘を実現する道にはなりません。

わが党は、こうした状況を十分ふまえて、この臨時国会では、前国会における独禁法や育児休業法についてとつて戦術を一段と前進させ、国民世論を背景としたわが党的提起する不況対策の一つひとつについて、どの党も反対できない状況に追いこみ、国民要求を実現して真に臨時国会を「生活国会」としてたかめていくことをめざしていきたいと考えます。

このため、政府の不況対策や赤字公債にたいして、単に党的路線と基本姿勢に基いた反対の態度を明らかにするだけでなく、わが国の経済産業構造の質的変革をめざした基本的政策目標と当面の緊急措置をあわせ明示し、実現可能な移行プロセスを示して国民の共感と支持をかちとつていかなければなりません。

私が、このことを強調する理由は、政府・自民党が自らの政策破綻をまえにして、いまだに新たな進路を示していない今日の状況では、これまでの自民党的政策を批判するだけでなくこれにかわる革新の政策がいま国民から強く求められているからであります。これがいかなる革新の政策がいま国民をはかる党の政策の宣伝を強化していくこと、第二には、国民諸階層の要求も、このことが強く指摘されていることは御承知のとおりであります。これにたいし私たちは全党的英智を結集して、この要請にこたえていかなければなりません。

いうまでもなくわが国をおおう矛盾と停滞と腐敗は、いま極限に達しておきます。この解決は、わが党を中心とする革新政治勢力の団結と労働者階級を先頭とする国民戦線に支えられた国民連合政府による以外に道はありません。

私が、秋季・年末における「反インフレ、反不況、生活防衛」の闘争を全党的第一義的な闘争課題として提起したのは四月の統一自治体選挙の教訓に

民を結集し、下から真の政党間共闘を実現し、その効果を發揮していくよう努力しなければならないことを強調するゆえんは、そこにあります。

(三)

第二の問題は、党の当面する諸活動の重点であります。

六月の第五回中央委員会は、党の下期の活動の基本目標が、総選挙勝利

とあると決定しております。この基本目標にたってまず第一に反インフレ反不況、生活防衛の立場で、現在の大企業優先の経済産業構造の抜本的改革をはかる党の政策の宣伝を強化していくこと、第二には、国民諸階層の要求の先頭に党がたって、党的独自活動を組織し、党的イニシアチブのもとに統一行動、共同闘争を実現していくこと。第三には、世界情勢とくにアジア情勢の変化に対応し、われわれの反戦平和の運動をもりあげていくこと、を重点に、党は諸活動をすすめていくことをとしております。

なかでも党は、生活要求闘争の強化に重点をそそいでいかなければなりません。このため、当面、次の諸点を重点にとりくんでいかなければなりません。

臨時国会においては、まず政府にたいし政策の転換と思いきった行財政の改革を要求し、この政策対決の観点にたって、補正予算や値上げ法案その他万般にわたる審議をすすめています。この場合のわれわれの政策要求の基本は、いうまでもなく第一に、反インフレ、物価抑制と一体になつた不況克服であり、第二に、国民生活の最低保障（ナショナル・ミニマム）の確保であ

ります。すなわち各党派が激しく競い合う選挙でわが党が勝ち抜くためには、選挙時の一時的行動ではなく、日常的に大衆の切実な生活要求や不満をたて大衆の組織をつくり、その要求を中心・地方の議会に反映させ、その解決にあたるという日常不断的活動がいずれの地域でも、いわば決定的といえる強みをみせていくからであります。

たしかに生活闘争委員会組織化についてはモデルはなく、試行錯誤の中で築いていくほかはないと思いますが、それだけに各県本部の努力が要請されます。中央においても生活要求闘争にたいする指導体制については一そう強化し、わが党のめざす生活闘争委員会を一日も早く全党的に確立していくため中央・地方一休となって一段と努力をそそがなければならないと思います。

このため、当面、次の諸点を重点にとりくんでいかなければなりません。

臨時国会においては、まず政府にたいし政策の転換と思いきった行財政の改革を要求し、この政策対決の観点にたって、補正予算や値上げ法案その他万般にわたる審議をすすめています。この場合のわれわれの政策要求の基本は、いうまでもなく第一に、反インフレ、物価抑制と一体になつた不況克服であり、第二に、国民生活の最低保障（ナショナル・ミニマム）の確保であ

特集 総選挙政策

り、第三に、そのための富・所得の格差、不平等の是正であります。

農業再建、中小零細企業保護のための政策転換や税財政制度改革のたたかいも、この観点からすすめていくことは当然であります。

党は、「暮らせる年金・よい医療」の署名運動を全国的に展開していますが、年金・医療にかぎらず雇用不安一掃、物価抑制、反公害、保育所拡充、障害者対策、住宅保障、教育改革など国民のさせまつた要求実現のために全力をあげます。とくに六億クロム公害にみられる政府の有害物質、化合物や産業廃棄物処理行政は、労働者地域住民の健康と命をいちじるしくおびやかし、大きな社会問題となっています。党はこれらの総点検運動をすすめるとともに、労基法、労災法、廃棄物処理法等関係法令の抜本的改正をおこない、これら公害の追放に努めます。同時に被害者救済にあたっては、政府と企業の責任を追及し、生活と治療に万全を期さなければなりません。

党は、臨時国会と併行して九月地方議会においても、国民生活最低保障のための行財政の点検と洗いなおしを徹底的にすすめ、「高福祉・高負担」の名のもとにおしつけられつつある大衆負担増を批判し、はね返していくなればなりません。そして、住民の前に、低福祉の原因となっている自民党政

の政策やこれにもとづく財政のしくみを明らかにし、対政府要求をたかめていくことが必要です。

党は、年金、医療署名運動を中心に九月の高令者集会、老後保障要求運動その他生活諸闘争にとりくんでいます

が、これらをつらぬく基調は、国民(住民)要求を代表しながら生活危機突破財政改革のたたかいを果敢に推進する

ということであります。

とくに福祉第一線の地方財政の困難を開するため、党は、住民要求実現のための地方財政危機突破行動の先頭に立ちます。各県ごとに、生活要求闘争委員会を中心として対自治体要求、交渉を組織し九月地方議会ではこれと呼応した決戦をかちとる等のたたかいを積極的に展開して頂くよう要請いたします。党中央は、そのたたかいと一体となって、国会での政府追及をすすめ、政策転換を要求していきます。そして、年金、医療の署名運動や九月地方議会闘争の成果を集約し、労働者の秋冬季・年末闘争と結びつけながら、国民統一行動を背景にした対政府交渉をおこない、まさに国民的な運動として生活危機突破、財政改革のたたかいを推進する方針であります。

今日、労働者は、雇用合理化、財政合理化とともに労働国民への犠牲強化、政治反動化など、政府・独占のきびしい攻撃のなかで、反失業、雇用

の政策やこれにもとづく財政のしくみを明らかにし、対政府要求をたかめていくことが必要です。

党は、年金、医療署名運動を中心に九月の高令者集会、老後保障要求運動その他生活諸闘争にとりくんでいます

が、これらをつらぬく基調は、国民(住民)要求を代表しながら生活危機突破財政改革のたたかいを果敢に推進する

ということであります。

とくに福祉第一線の地方財政の困難を開するため、党は、住民要求実現のための地方財政危機突破行動の先頭に立ちます。各県ごとに、生活要求闘争委員会を中心として対自治体要求、交渉を組織し九月地方議会ではこれと呼応した決戦をかちとる等のたたかいを積極的に展開して頂くよう要請いたします。党中央は、そのたたかいと一体となって、国会での政府追及をすすめ、政策転換を要求していきます。そして、年金、医療の署名運動や九月地方議会闘争の成果を集約し、労働者の秋冬季・年末闘争と結びつけながら、国民統一行動を背景にした対政府交渉をおこない、まさに国民的な運動として生活危機突破、財政改革のたたかいを推進する方針であります。

今日、労働者は、雇用合理化、財政合理化とともに労働国民への犠牲強化、政治反動化など、政府・独占のきびしい攻撃のなかで、反失業、雇用

における闘いと結びつけ、大衆運動をもりあげていくことが、きわめて重要であります。

さらに、インフレ共闘、地方財政危機突破共闘、国民の足を守る共闘など各種の共闘を発展させるなかで、党の影響力をつよめ、闘いの強化と発展をはかっていかなければなりません。

次に、反戦、平和の問題について申しあげたいと存じます。

とくに二〇〇万をこえる失業者のなかで、雇用問題は深刻化し、この秋の重大な闘争課題となっていることは、いうまでもありません。この闘いへのとりくみの成否は、労働運動にとってまた生活防衛闘争にとって、重大な影響を与えることは当然です。総評をはじめ、各地評も「雇用闘争本部」を設置し、雇用保障の緊急措置の諸要求をかかげ、大衆行動を展開しようとしています。

党は、中央において、雇用対策特別委員会を設置し、この闘争の対策に当るとともに、すでに興人問題について関係県本部の協力をえて、調査団の派遣、対策会議、共闘会議を設けて活動

トナム以後のアジア情勢について意見を交換する三木・フォード会談が八月五日、六日ワシントンにおいて開かれひきつき第八回日韓定期閣僚会議が九月十五日開催されます。

われわれはこの秋から年末にかけて国民の要求を大きく結集し、①三木訪米後の日米韓一体化政策、日米安保条約強化、核もちこみ、日本の防衛分担の拡大などに強く反対し、②対朝鮮政策転換、日中平和友好条約を締結促進すための大衆行動をより活発化しなければなりません。

そのためわれわれはこの期間に第五回日韓定期閣僚会議前後の抗議行動をはじめとし、日米韓の朝鮮民主主義人民共和国を敵視する「力」の政策に強く反対し、アジアの眞の平和を確立するため、米軍の日本・「韓」国をはじめ全アジアからの撤退、アジア

特集 総選挙政策

求を反映していない背景があるからであります。

七〇年代に入つてからの各種選挙が例外なく示しているように、自民党にたいする国民の支持はすでに過半数をわっているのであります。この国民選挙の実態を正しく国会の議席の構成にも反映し、国会と政治を一新していくことが、来るべき総選挙の任務であると思ひます。

その三つは、革新のカナメ社会党の前進を通じて七〇年代政治革新に新たな展望を切り開くことであります。

前回の総選挙におけるわが党的前進は、革新陣営が結集して自民党を政治的に包囲し、孤立化させ、かれらに譲歩を迫るという反独占・反自民の統一戦線運動をわが国革新運動の主流にまでしあげることに成功しました。しかし最近の野党間分裂は、この潮流にたいする逆流と国民にはうつり、今日みられる革新の低迷をもたらしているといえます。

いうまでもなく、わが国革新諸潮流を統合しうる政治勢力は理論的にも実践的にもわが党以外にないのであります。にもかかわらず四月の統一自治体選挙では、わが党は前進でなく後退を余儀なくされたのであります。これが野党共闘の混迷をもたらしたとするならば、来るべき総選挙で、わが党が前進することは、単にわが党の党派的利益

益に基くばかりでなく、政治改革をもとめる革新勢力全体の利益に基くものであるといえます。

わが党は、こうした総選挙の意義に

てらし、からだ勝利し、革新勢力全体の期待にこたえていかなければなりません。

そのため、私は、次の四つをとくに強調したいと思います。

その第一は、挙党体制の実現であります。

私は、挙党体制の実現であります。

私は、わが党が、選挙での前進をかちとれるかどうかのキメ手の一つは、実態をそなえた挙党体制が実現できるかどうかにかかっていると思います。

その点で、最近の千葉県本部の問題は遺憾なきことであるといわなければなりません。党内民主主義をさらに徹

底させ、十分な討論、小数意見の尊重

機関の指導性の向上、規律の強化をは

かり、眞に民主集中の党運営を実現し

て、党内矛盾を正しく処理していかなければなりません。こうした立場のもとに中央執行委員会は、いま重大な決

意をもつて指導にあたつているところ

であります。全党はこれを教訓とし

全党的統一と団結をつよめ、名実ともに挙党体制をうちたてる努力を一段とつよめて頂くようお願いしたいと思ひます。

第二は、周到な選挙準備と創意ある

組織力と運動量が他党に比較したち

おくれているわが党にとって、それをカバーできる手段は、周到な準備活動

以外にないと思います。この観点を全

わが党は、選対まかせとい

う傾向をたち切り、機関が方針的にも

実践的にも責任をもって、実際に各選

対を点検指導していく体制を確立して

いくことが大切であります。

私はこの全国書記長会議を契機に全

国一斉に本格的な総選挙体制に突入す

るよう強く要請したいと思います。その

ためにも、ぜひともボスターの一斉は

り出し等本部側の提起する諸計画につ

いて早目に完全消化するようお願いし

たいと思います。

第三は、選挙情勢の科学的な分析と

適確な政治目標の確立であります。

今回の選挙法の改正によって、選挙

戦術には若干の変更を余儀なくされて

います。したがつて選挙戦術の遂行に

あたつては、とくに科学的な選挙情勢

の分析がもとめられることはいうまで

ありません。選挙区ごとに情勢を正

しく把握し、科学的な政治地図にとど

づいて適確な政治目標を設定し、これ

と結合した重点的選挙戦術を駆使して

いかなければなりません。このためには、さきの五三回中央委員会でとくに強調しましたように、運動と結合した選挙準備が重要であることは今まで

全党は、これらの諸点を重視し、一段と活動を強化するよう要請したいと

思います。

最後に、私は、結党三十周年記念行

事のとりくみについて一言申しあげた

いと存じます。三十年前の十一月一日

焼土のなか、国民の期待をあつめ、諸

先輩の苦闘のもとにわが党が輝しい出

発をはじめたのであります。爾来三十

年、全党的血のにじむ努力によって多

くの困難をのりこえ、今日の党を築き

あげることができました。われわれは

いまその足跡の一つひとつをふりかえ

り、それを教訓として新たな決意をもつ

て今日わが党にふりかかっているさま

ざまな攻撃を克服し、党風の刷新、財

政の確立、組織の強化を通じて党に課

せられた歴史的任務を達成しなければ

なりません。そのため、いま全国各地

でとりくまれている結党三十周年記念

行事にたいするとりくみを通じて、党

の政策活動を強化し大衆路線を徹底し

討論集会で確認した「組織活動」と新

報の日刊化運動をおしすすめ、党を強

化するよう訴えたいと思います。

以上、問題をしぼつて要点のみ申し

あげ私の報告を終りたいと思います。

一九七五・九・九

第七六回臨時国会闘争方針

日本社会党国会対策委員会

(一) 臨時国会をとりまく情勢と、これに対処する基本的な態度

保革伯仲という参議院の政治勢力を背景にして、政治の転換期を迎えたさきの通常国会が、新しい時代に対する国民の期待に応えて、政治改革の基盤を拓げ、近い将来、政権を担当し得る足がかりをつくるよう闘つた「国民生活の防衛と政治の改革をめざした国会」であったとするなら、この臨時国会は、当面するインフレ再燃の危機と、不況の克服を通じて、国民生活をまもり、すでに政権担当能力を欠いた三木内閣と、党内の矛盾、対立、相剋によって混迷する自民党に対し、政治の転換と改革を要求し、これを実現する国会である。

(二) 自民党、三木内閣は、この臨時国会を怒号と混迷の中で幕をとじた通

常国会の延長戦として酒、タバコ、郵便料金などの値上げ法案の再提出を策し、これを優先審議する構想をいいだしている。

しかし、当面するわが国の政治、経済、外交すべての分野において、その改革と転換を迫られているにもかかわらず、大胆な政策転換の処方箋も示し得ず、掲げた公約さえ実行できない無能な三木内閣に対し、国民の批判が急激に増大しつつある。

(四) 特に、自民党政権を延命させる苦肉の策として浮上した三木内閣は、金権政治の克服、不公平の是正を、その使命としながら、党内のゆさぶりと財界の圧力に屈して、時計のふりこのように、揺れ動き、公約の後退と骨抜きで、国民の目をごまかし、みせかけの期待をふりまくだけで、何らの実効もあげ得ないでいること

の外交を推進し、金大中問題のアイマイな処理と「新韓国条項」の確認、靖国神社に対する参拝問題など、いままでの自民党的本質と変らない反動性を深めていることは、国民に対する背信行為であり、重大な政治責任を負うべきである。

(五) 今日の深刻な不況、インフレの危機は、言うまでもなく、保守政権の経済政策の行き詰りと、高度成長政策の破綻によるもので、その打開のための総需要抑制策の失敗は、生産の停滞、中小企業倒産の激増、雇用の悪化となり、地方財政の危機は、福祉の後退傾向を招くばかりか、消費者物価は、依然として高水準が続いている。国民生活を圧迫している。

インフレ再燃の不安と、勤労国民の賃金を抑制したことは、却って個人消費を後退させ、わが国の経済はこの四月、政府が観測した「やがて景気は自律回復して、なだらかな上昇になる」どころか、低迷、失速の危機に直面し、三兆円を超える大幅な歳入欠陥を生ぜしめるに至った。これは三木内閣の重大な政策破綻であり、その責任はきわめて重大である。

国民の総批判をうけた日本列島改造計画に描かれた本四架橋とか、東北、北陸新幹線計画の復活など、独占寡占体制をそのまま温存し、イ

特集 臨時国会にのぞむわが党の態度

ンフレで拡大した富と所得の不公平の固定化をはかる政策が、即ち、その現れである。その一方で、公共の庶民住宅の不足、学校、保育所、病院の建設、上下水道など、社会福祉の促進は、遅々として前進せず、これが見送られようとしていることは看過すことができない。

(六) わが党は、このように、国民生活を無視して、公共料金の値上げを最優先し、その成立を強行する三木内閣、自民党に対しては、鋭く対決して、勤労国民の負担を増大させる政策に反対する。また、「不況克服」に名を借りて、財界の要望をうけ入れ、大企業中心の景気刺激策をとりに名を借りて、財界の要望をうけ入れ、大企業中心の景気刺激策をとりたままの補正予算に対しては、その組み替えを要求し、「中小企業の救済」と「国民生活重点の公共事業」に転換させ、インフレを刺激する安易な赤字国債の発行に反対して、雇用の安定、全国一律最低賃金制の実現、暮せる年金、物価の安定など国民生活を防衛するために、具体的な処方箋と政策を提示して、三木内閣と政策的対決を強めた国会闘争を展開する。

即ち、この臨時国会は「反インフレ、不況克服、政治改革の国会」として、共通する目標を中心に野党の開催を迫る。

結束をはかり、政策転換を求める国民の期待に応えない三木内閣の打倒をめざし、国会解散、総選挙を要求し、これをかちとつて政治改革の実をあげるよう全力を尽くす決意である。

二、臨時国会における緊急課題と闘い 方

(一) この臨時国会においては、当面する政治、経済、社会の全般に対する根本的改革と政策転換を含めた補正予算修正案をまとめ、これを最優先課題として審議することを要求する。

このため、公共料金の値上げ法案はこれを提案すべきでないとの態度をとり、これに応じない三木内閣、自民党に対しては、国民生活に対する挑戦とうけとり、鋭い対決姿勢で値上げ阻止のため闘う。

(二) また、雇用の安定と、失業救済の闘いを重視し、地方財政の危機を開き、国民福祉の後退を許さないため、具体的な政策を掲げ、国民生活基盤の強化をはかるわが党独自の税制、財政、金融の根本的改革案を提示し、反独占を基礎とした産業経済構造の大転換を要求する。

わが党は、地方財政の構造の転換を要求し、自主財源の拡充、大企業の社会的負担の強化、地方交付税の民主的配分制度の確立などの実現を

そのため、政府の補正予算に野党の要求をうけ入れさせる行動として、これを討議する予算委員会の開催を迫る。

(三) さきの通常国会で合意した独禁法改正案は、大企業の社会的責任とする緊急課題であり、かつ与野党一致で参議院に送付した経緯からみて国民的総意の法案であるから、この臨時国会において成立をはかることは、三木内閣の、最低の政治的義務である。

わが党は、この独禁法改正案をそのまま再提出するよう、しつゝうに要求する。

三木内閣、自民党が、この政治的道義を捨て、党内事情や、財界の圧力に屈して提出をしぶる時は、与野党一致で合意した独禁法改正案をそのまま、野党の共同提案として、その実現を期する。

四 地方財政は、不況の深刻化に伴いその危機を深めている。これは、貧困な自主財源のもとで、膨大な超過負担の押しつけとともに、地方自治の崩壊と、中央集権化をもたらしている。

わが党は、地方財政の構造の転換を要求し、自主財源の拡充、大企業の社会的負担の強化、地方交付税の民主的配分制度の確立などの実現を

そのため努力する。

(五) わが国の農業も、高度成長政策、農業基本法体制の下で崩壊の危機に見舞われている。

わが党は、政府、自民党の食糧自給政策の放棄に対し、「農業再建、食糧自給促進、備蓄」のため、農用地の拡大と土地の高度利用、農畜産物の価格保障、農機具をはじめとする農業用諸資材の安価、安定供給による農業経営の安定と食糧自給促進の引上げ、第二交付税の創設、超

過負担の解消ならびに財源対策としての起債を認めさせる。

中小企業は、当面する経済情勢の下で、その救済措置は緊急の焦点となっている。

(五) このため、中小企業の事業分野へ大企業が進出することを規制する法律の実現、国や自治体、公共事業の官公需の発注を中小企業に拡大させる。さらに中小企業の自主的な協業化に対する国や自治体の援助を増やす措置をすすめ、国の中小企業金融機関の貸出し資金量の増大、貸出金利の引下げ、貸付条件の改善、信用保証協会の保証枠の拡大などを行うとともに、大企業本位の租税特別措置法にメスを加え、個人事業税の撤廃、個人事業主の報酬制を地方税にも適用させる。また、附加価値税反対などの大企業との税制面での格差是正を推進する。

わが党は、政府の補正予算に野党の要求をうけ入れさせる行動として、これを討議する予算委員会の開催を迫る。

特集 臨時国会にのぞむわが党の態度

(七) 六価クロム公害に対する労災への緊急措置をはじめ、企業と行政の不当行為によって、かくされている公害問題は、国民に新たな恐怖と不安を与えていた。

政府は、改めて責任ある総合対策を講じ、住民と環境に対する恒久的対策をすすめ、「廃棄物処理法の改正」「労働基準法と「労働安全衛生法等の改正」や、労災、職業病対策の強化をはかるよう要求する。

このため、党としても、独自調査の結果を提示して、その安全対策の実現を迫る。

(八) 三木総理の訪米による日米首脳会談は、日米安保体制の強化路線であり、インドシナ解放後のアジア情勢に逆行する対米追従の外交として、その姿勢を徹底的に追究する。

そして、わが国の軍事的、対米依存、核安保体制から脱却して、唯一の被爆国の立場から、核兵器の絶滅完全軍縮、反戦平和の闇いを強化し南北朝鮮の自主平和統一を支持、協力するとともに、「霸権条項」を含む日中平和友好条約の即時締結を実現するよう三木内閣に決断を迫る。

(九) わが党は、このような緊急課題に対して、現実の国民的要求の実現をはかり、かつ、さきの国会で与野党一致で参議院に送付した生活関連諸法案及び条約を成立させるとともに

六価クロム公害に対する労災への緊急措置をはじめ、企業と行政の不當行為によって、かくされている公害問題は、国民に新たな恐怖と不安を与えていた。

政府は、改めて責任ある総合対策を講じ、住民と環境に対する恒久的対策をすすめ、「廃棄物処理法の改正」「労働基準法と「労働安全衛生法等の改正」や、労災、職業病対策の強化をはかるよう要求する。

このため、党としても、独自調査の結果を提示して、その安全対策の実現を迫る。

(八) 三木総理の訪米による日米首脳会談は、日米安保体制の強化路線であり、インドシナ解放後のアジア情勢に逆行する対米追従の外交として、その姿勢を徹底的に追究する。

そして、わが国の軍事的、対米依存、核安保体制から脱却して、唯一の被爆国の立場から、核兵器の絶滅完全軍縮、反戦平和の闇いを強化し南北朝鮮の自主平和統一を支持、協力するとともに、「霸権条項」を含む日中平和友好条約の即時締結を実現するよう三木内閣に決断を迫る。

(九) わが党は、このように緊急課題に対する現実の国民的要求の実現をはかり、かつ、さきの国会で与野党一致で参議院に送付した生活関連諸法案及び条約を成立させるとともに

あいつぐ災害に対する緊急措置を実現し、野党で共同提案した全国一律最低賃金法案の実現、年金制度の改善、官公労働者のスト権の回復、労働基本権の確立ならびに、公務員給与法の早期成立など、民主的諸権利をまもるために、関係諸団体との提携を強化して、院内外、呼応した大衆運動の組織化のために努力する。

三、結び

(一) 「反インフレ、不況克服、政治改革の国会」は、このように当面する緊急課題の解決をはかり、衆議院においても、参議院と同じ様に保革接続の勢力配置をつくり、国民連合政府への道を切り拓くために、歴史的な臨時国会であるとの認識が必要である。

(二) 三木内閣を、これ以上存続させることが、政治の改革と、国民生活優先の政治に転換する機会さえ失うおそれがあるため保守、革新の違いを浮き彫りにするよう対決的姿勢を強化する必要がある。

(三) したがって、わが党は、この臨時国会の闇いを通じて、三木内閣の実体を国民大衆に徹底的に宣伝し、当面する緊急課題と所要の措置を講じた後、憲政の常道に従って、国会を解散し、総選挙を行うべきであると要求する。

(四) しかし、臨時国会に臨む三木内閣の政治姿勢と、掲げた公約の不履行のインフレ経済で激化した富と所得の不平等を固定化し、政治の改革を期待する声を無視する経済政策は、い

までの自民党的本質を、三木内閣一流的ストーガンで欺瞞するだけで当面の政局を開ける発想の転換もこれを実行する政治力も持たないばかりか、政治の流れを変える能力を欠いた政権であることは、一層明白な事実となってきた。

ことは、政治の改革と、国民生活優先の政治に転換する機会さえ失うおそれがあるため保守、革新の違いを浮き彫りにするよう対決的姿勢を強化する必要がある。

したがって、わが党は、この臨時国会の闇いを通じて、三木内閣の実体を国民大衆に徹底的に宣伝し、当面する緊急課題と所要の措置を講じた後、憲政の常道に従って、国会を解散し、総選挙を行うべきであると要求する。

その選挙においては、正々堂々たる政策論争を行い、敵正な国民の審判を求め、政権交替の基盤を拡大する闇いに発展させる。このためにに、社会党を中心と公明、民社両党また共産党との変則的な野党共闘であつても、野党間で一致する政策課題で、共闘の実をあげ、国民の期待に応えることは緊急の責務である。

ただし、「野党共闘に埋没しない主張的な闇い」は重要な前提であることは言うまでもなく、たとえ革新

一九七五・九・一六

当面するインフレ・不況打開のための政策

日本社会党政策審議会

いまわが国経済と国民生活の現状はインフレ、不況のなかで極めて深刻な事態を迎えている。昨年来の不況の進行とともに、生産は停滞し、中小企業の倒産の激増、雇用状況の悪化といった事態は、政府の若干の景気テコ入れ策にもかかわらず、むしろ質的に深刻化している。鉱工業生産は昨年六月以来前年同月比で一貫してマイナスを続け、企業倒産は興人の倒産など、中堅企業に広がり、有効求人倍率は、遂に、六月〇・五八という事態を迎えている。しかも卸売物価は二月以来、若干の鎮静をみているが、これは前年の狂乱物価の反映の結果でもあり、ようやく狂乱物価を脱出したにすぎない。

一方、消費者物価は前年同月比で依然として二桁の水準を続けており、一連の公共料金値上げ政策とあいまって、今日の深刻なインフレ・不況をもたらす。

しかし、インフレ・不況の結果、重大な財政収入の欠陥が生じ、加えて財政需要の増大にともない、財政の適切な運用を困難にしている。そのため、歳

入した原因は、①政府の総需抑制を名とする政策の失敗による政策不況)②インフレ不安と貨上げ抑制を軸とした個人消費の落ち込み、③独占、寡占体制の強化を基礎とした産業経済構造のゆがみ、にある。

いま政府のとおうとしている不況対策は、財界・産業界の強い要求に対応し、経済危機に対する正しい認識に欠け、単なる大企業中心の景気刺激策によって需給ギャップを埋めようとするものであり、これまでの高度成長路線

によつては、政府が、こうした現状を打開し、当面する不況とインフレ物質賃金の大幅な低下とあいまつて格差不公平は拡大しつつある。

われわれは、政府が、こうした現状を支えた産業経済構造や制度的諸要因については何ら手をつけようとしている。むしろ不況の深刻化を逆用して

安におびやかされている国民生活を防衛し、大企業の横暴を排して、真に経済を国民生活優先の方向に転換するための緊急対策と同時に経済社会の制度

改革に着手することを要求する。そのため、当面、①個人消費需要の増大

(1) 住宅、生活環境投資の優先配分

① 公共賃貸住宅への財政投資の強化
住宅金融公庫資金の貸し付け条件の改善をはかるとともに民間金融機関の個人住宅ローンの拡充をはかる。

これとあわせて公的土地区画整備をはかる。

(2) 住宅投資と金融対策の強化

ム)の確保、予算、財政構造の改革をはかり、インフレを抑制しつつ不況による生活不安を一掃する計画と展望をもつた福祉重点の予算編成と資金の配分を行なるべきである。

一、住宅投資と金融対策の強化

② 地方投融資は大幅に繰り上げ実施し、財政投融資の配分を含め住宅、環境整備、学校、保育所、農業等の投資重点に切り換える。本四架橋など大企業本位の大型プロジェクトに対する公的投資の拡大はこの際むしろ抑制し、中小零細企業、不況産業に仕事と雇用をふやす措置をとる。これらとともによう地方財源を保障し、超過負担の解消はもとより、地方単独事業拡大のための起債の拡充と質の向上をはかること。

(2) 緊急金融対策の強化

① 中小企業向け政府関係機関への出資の増大、資金枠の拡大と貸し付けの緩和をはかり、無担保融資を拡大する。長期手形の逆日歩補給。歩積両建の禁止措置を強める。無担保、

特集 臨時国会にのぞむわが党の態度

無保証の小口金融の貸付限度を五百萬円に拡大し、貸し付け期限を延長すること。

② 信用補完制度の改善をはかり、信用保証協会の保証枠の拡大、中小企業信用保険への出資の増大をはかる。また企業倒産前に貸し付け金の凍結措置がとれるようにすること。

③ インフレの下では預貯金の目減り対策として、預金金利は下げるべきではない。一方定期預金の制度を改め貸し出しを受けている個人・法人に定期預金の取り扱いを縮小させる。

現在、全国銀行の定期預金のうち四割は法人定期、六割は個人定期となつてゐる。相互銀行では法人定期三割、個人定期七割の割合である。したがつて、企業は拘束性の強い定期預金をかえながら、高い金利の借入金を負っている。個人の住宅ローンと消費者金融のぞき貸し出し企業には普通預金と当座預金にし、コストを下げ、安い金利で借りられるようになり、あわせて歩積・両建の解消をはかること。なお、これにより公定歩合も大幅に引き下げが可能になる。

二、昭和五十年度補正予算と財政対策

の強化

① 岐入欠陥対策と公債政策

経済財政運営の失敗と不況の深刻化にもない巨額の岐入欠陥が生ずる。

(1) 岐入欠陥対策と公債政策
① 財政による不況対策を強化するため、一般会計、財政投融資の一體的

(2) 補正予算の重点

② 補正予算の重点
① 財政による不況対策を強化するため、一般会計、財政投融資の一體的

(2) 地方財政の危機打開と財政構造の転換
① 地方交付税の減収について、国

の責任で全額補てんすることとし、そのため資金運用部から特別会計で借り入れ、元利償還は国で年次的に償還する。あわせて交付制度の改革をはかり、交付税率の引上げ、第一交付税の創設をはかること。

② 法人二税の減収については財源対策の起債を認めるとともに、その償還については地方交付税で措置する

こと。

③ 借入額の増加による財源の確保をはかること。

④ インフレによる物価調整減税のた

運用を強化し、特別会計を含め、国

民生活防衛、中小零細企業にきめ細かい配慮をしつつ、最終需要を増大させること。

② 社会保障支出とくに年金、所得保障を拡大する支出を強化する。同時に、年金の賦課方式への制度改正をめざし、各種年金制度の調整、十兆円をこえる年金積立金の有効活用による年金給付の拡大等の措置をとること。

③ 公務員給与の完全支給、地方財政対策、教育関係費、災害対策等の財源措置を完全に行い、財源難を理由とした予算の圧縮はしないこと。

④ 失業者の増大に対応するため、雇用保障基本法の制定を急ぐとともに失業保険の給付期間を延長し、再就職まで生活保障が行われるよう予算措置をとること。

三、地方財政の危機打開と財政構造の転換

① 大企業復興の税制度を改め、財源措置を強化するため、党のかねてからの主張に基づき、法人に軽度の超過累進税率の採用、銀行の貸倒引当金など各種準備金、引当金、特別償却など租税特別措置の改廃をはかる。また、交際費課税を強化し、法人の外形標準課税を強化すること。

② 大企業の土地の含み資産に對し、再評価益課税を行い、財源を確保するとともにその一部を赤字国債の償還財源に充当すること。

③ 個人の高額所得者、資産取得者に対する税の優遇措置を廃止し、土地譲渡所得、利子、配当など総合課税の体系を整備し、徵税確保のための制度的改善をはかる。また、高額資産保有者に対する富裕税を新設すること。

四、税財政制度の改革と臨時社会保障基金の設置

② 地方公務員の給与財源を保障し、とくに自然増収でまかなつてきた七千億円にのぼる定員外職員の給与財源を確保すること。

④ 地方自治体の公営住宅、学校、福祉施設およびその他の単独事業財源の拡充をはかること。

五、税財政制度の改革と臨時社会保障基金の設置

① 大企業復興の税制度を改め、財源措置を強化するため、党のかねてからの主張に基づき、法人に軽度の超過累進税率の採用、銀行の貸倒引当金など各種準備金、引当金、特別償却など租税特別措置の改廃をはかる。また、交際費課税を強化し、法人の外形標準課税を強化すること。

② 大企業の土地の含み資産に對し、再評価益課税を行い、財源を確保するとともにその一部を赤字国債の償還財源に充当すること。

③ 個人の高額所得者、資産取得者に対する税の優遇措置を廃止し、土地譲渡所得、利子、配当など総合課税の体系を整備し、徵税確保のための制度的改善をはかる。また、高額資産保有者に対する富裕税を新設すること。

め、低所得層を中心に所得税減税を実施すること（ただし、臨時社会保障基金の設置とあいまって調整する）。

(2) 今日の財政危機は短期的に小手先の対策で糊塗することは矛盾を拡大するだけである。各種の長期計画、経済計画を練り直し、少くとも三年程度の中期財政計画を立て、財政の展望を明らかにすること。

一九七五・九・八

反インフレ、反不況、生活危機 突破のための重要な政策要求

日本社会党政策審議会

現在、国民生活はインフレによる生活の切り下げと不況による雇用の悪化により危機的状態を迎えている。しかも今日の事態は抜本的制度改革とともに新たな政策に転換しないかぎり解決できないことも明らかである。

われわれは、当面、国民生活防衛の立場から、緊急につきの諸対策を講ずることを政府に要求する。

一、インフレ抑制、公共料金の凍結

① 酒、たばこ、郵便料金等の値上げ

を凍結するとともに、政府の許認可にかかる公共料金の決定機構を民主化し、料金体系を国民生活最低保障（ナンヨナル・ミニマム）確保のための体系に改めること。

② 独占禁止法の改正強化など関連法を整備し、独占価格、管理価格の規制、値上げに際しての原価公表の制度化等、大企業の社会的責任をあきらかにし運営の民主化をはかること。

③ 蔴入欠陥補填の起債発行は大企業優遇税制廃止、土地含み資産再評価付期間を延長し、再就職までの生活

(3) 臨時社会保障基金の設置による「逆所得税」的機能の強化

(2) これにともない社会保険料と納税額を調整する制度改革を行なうこと。

① 高額所得者に対する増税および減税予定財源を臨時社会保障基金特別会計（新設）に繰り入れ、非納税者世帯および低所得納税者の社会保険料の振り替え払いをし、マイナスの所得税（逆所得税）の機能を果させ総合負担を軽減すること。

五、独占禁止法の改正と公共料金の凍結

(1) 独占禁止法の改正および関連法の改正を行い、大企業の社会的責任と不公正を規制する。大企業向け金融を規制し、基礎的物質、資材の在庫

(2) これにともない社会保険料と納税額を調整する制度改革を行なうこと。

庫の調査、届出、公表を直ちに実施すること。

② 酒、たばこ、郵便料金等の公共料金は、値上げをストップし、値上げしなくてすむ措置をとること。また料金決定機構を民主化し、料金体系をシビルミニマム優先の体系に改めること。

(2) 公共料金の規制を強化すること。

① 公共賃貸住宅大量建設を中心とする住宅、生活環境への投資拡大等不況対策を強化し、雇用保障法を制定「クルマ公害」追放の措置を強める

こと。

特集 臨時国会にのぞむわが党の態度

物質・化合物についても生産・使用廢棄にともなう被害・公害の防除に最大限の措置を講じること。
③原子力発電は基礎実験研究によつて安全性が確立されるまで稼動および建設をストップすること。
④リジン等食品添加物については、「疑わしきは使用せず」の原則にたつて措置すること。
⑤合成洗剤は廃止をめざし紛石鹼中の製造、使用に転換していくよう措置すること。

⑥その他、大気、水質の汚染、騒音振動等各種公害や巨大開発を規制し住みよい環境をつくるため必要な措置を講じること。

四、暮らせる年金のための制度改革
①年金を所得保障の制度として確立すること。とくに遅れた部分を引き上げること。

②老令福祉年金を月四万円、他の福祉年金もこれにみあって引き上げること。国民年金（拠出制）は十萬円（夫婦）とすること。

③厚生年金の老令年金を月十万円（本人九万円、配偶者一万円）、遺族金、障害年金も改定。各種共済年金もこの水準を下まわらないようになること。

④年金額は賃金上昇に完全にスライドすること。

⑤積立方式を賦課方式にあらためる

て安全性能が確立されるまで稼動および建設をストップすること。

「疑わしきは使用せず」の原則にたつて措置すること。

⑤合成洗剤は廃止をめざし紛石鹼中の製造、使用に転換していくよう措置すること。

⑥その他、大気、水質の汚染、騒音振動等各種公害や巨大開発を規制し住みよい環境をつくるため必要な措置を講じること。

四、暮らせる年金のための制度改革
①年金を所得保障の制度として確立すること。とくに遅れた部分を引き上げること。

②老令福祉年金を月四万円、他の福祉年金もこれにみあって引き上げること。国民年金（拠出制）は十萬円（夫婦）とすること。

③厚生年金の老令年金を月十万円（本人九万円、配偶者一万円）、遺族金、障害年金も改定。各種共済年金もこの水準を下まわらないようになること。

④年金額は賃金上昇に完全にスライドすること。

⑤積立方式を賦課方式にあらためる

とともに、年金資金は被保険者代表が主体となり福祉優先で民主的に運用する。被用者年金の保険料負担割合は現行の労使折半を三対七に変更すること。

五、よい医療のための制度改革
①国・地方自治体の責任で救急、休日、夜間診療体制を確立すること。

また、へき地医療の体制を整備すること。

②差額徴収など保険外負担の廃止をめざし、病院建設費、運営費にたいする国庫補助と相まって、当面、国立病院中心に差額ベッド料、附添料を廃止すること。

③救急、へき地医療のような「不採算医療」には、公的医療機関と私的医療機関とを問わず必要な公費助成をおこなうこと。

老人無料医療、長期慢性疾患、難病等とともに公費負担医療として保険のワク外とすること。

④社会保険診療報酬体系は、すみやかに技術と労働を尊重したものに改正し、開業医師の所得保障、雇用された医療従事者の人件費保障の確立をはかるとともに、「完薬医療」の弊害をなくすとともに、病院、診療所の機能分化を促進すること。

⑤健康保険の被用者保険料率の引き上げに反対し、保険料負担割合は労使折半を三対七に変更すること。

六、保育所の整備充実、障害者対策の充すること。

①保育所最低基準を改正し、措置費を引き上げるとともに、地方自治体の超過負担を解消し、施設を整備拡充すること。

②保育所をはじめ社会福祉施設の職員を大巾にふやし、労働基準法を厳守しうる労働条件を保障する措置を講じること。

③障害者の医療費を無料化すること。

障害児者、老人などの「隔離収容」方針を抜本的に改めるとともに、授産所、福祉工場などを整備拡充すること。

七、住みよい住宅、国民の足の確保

①公共賃貸住宅への財政投資を強化し三LDK、四DKを中心として公社賃貸住宅を大量に建設すること。

②地方自治体のおこなう公営住宅建設にたいする国の補助を実勢単価に

即しておこない、超過負担をなくすこと。住宅に附帯する関連公共施設についても国庫の補助をおこなうこと。

③民間賃貸住宅の家賃負担について収入の一〇%以上の分にたいする家賃補助の措置を講すること。

④住宅金融公庫資金の貸しつけ条件の改善をはかる一方、民間金融機関の個人住宅ローンの拡充をはかる。

⑤労働者住宅協会、住宅生協など労働者組織による住宅建設活動にたいし大巾に公的資金を導入すること。

⑥国民の足を守るために、赤字不採算を理由とした鉄道、バスの路線の休廃止には厳しい制限を行なうこと。

八、地域住民の反対する路線の休廃止、駅の無人化、手小荷物取扱いの中止については原則として認めないこと。

九、地域住民の反対する路線の休廃止には厳しい制限を行なうこと。

⑦公共交通を確保するため、地域住民や労働者の意思を基礎にバス企業の公の一元化を進めそのため必要な財政措置を講ずること。

⑧都市交通を利用者本位に改善するため、運賃ブトル制や相互乗り入れ等の輸送の調整について検討しその実施に努めること。

⑨交通事故、公害から住民生活を守り、公共輸送機関の機能を確保するため、自動車の総量規制を含む抜本的な交通規制を行うとともに歩道

特集 臨時国会にのぞむわが党の態度

の完全分離や歩道橋の拡充など施設

の整備改善に努めること、また、新

幹線沿線住民の生活を守るため環境

基準を強化するとともに自動車の排

ガス規制についてもさらにその強

化に努めること。

八、教育の民主化と負担の軽減

① 国公私立学校の格差を是正するとともに、高校の新增設をおこなうこと。

② 奨学金制度を拡充し、教育の機会

均等をすすめること。

③ 私学助成費を拡大し、私立大学の入学金の払い戻し制度を設けること。

④ 受験地獄解消のための抜本的制度改革に着手すること。とくに大学は

いざれの大学を問わず講座取得単位

数によって卒業資格を得るものとし

特定大学の学歴が生涯についてまわることのないよう制度の改革をおこなうこと。

九、農業の再建、中小零細企業の保護

① 食管制度を強化拡大し、農畜産物価格の保障制度を確立すること。

② 飼料、裏作生産振興のための基盤整備事業を積極的にすすめること。

③ 農業用生産資材の安定供給体制を確立すること。

④ 農用地における宅地なみ課税は中

止すること。

⑤ 水産物価格保証制度を確立すること。

⑥ 水銀・P.C.B.ショック、石油ショック対策として緊急融資された漁家

の固定負債は一時棚上げし、新たに低利長期の融資を行なうこと。

⑦ 中小企業関係予算を大幅に増やすこと。

⑧ 中小企業庁を省に昇格させるとともに、中小企業の事業分野へ大企業が進出することを規制する法律の実現、国や自治体、公共事業の官公需の発注を中小企業に拡大すること。

⑨ 国の中小企業金融機関の貸出資金量の増大、貸出金利の引下げ、貸付条件の改善をはかるとともに、無担保、無保証融資の貸付限度を五百万円に拡大し、信用保証協会の保証枠の拡大をはかること。

⑩ 個人事業税の撤廃をめざして、個人事業主の報酬を地方税にも適用する。災害の場合の減免措置、生活費には課税しない、附加価値税の創設は行なわないなどの措置をとること。

⑪ 法人二税の減収については財源対策の起債を認めるとともに、その償還については地方交付税で措置すること。

⑫ 地方公務員の給与財源を確保すること。

⑬ 地方自治体の公営住宅、学校、福祉施設およびその他の単独事業財源の拡充をはかること。

また、交際費課税を強化し、法人の

対策を強化するため、党のかねてか

らの主張に基づき、法人に軽度の超

過累進税率の採用、銀行の貸倒引当

金など各種準備金、引当金、特別債

却など租税特別措置の改廃をはかる。

また、外債標準課税を強化すること。

⑭ 大企業の土地の含み資産に対し、再評価益課税を行い、財源を確保す

るとともに、その一部を赤字国債の償還財源に充当すること。

⑮ 個人の高額所得者、資産取得者に對する税の優遇措置を廃止し、土地譲渡所得、利子、配当など総合課税の体系を整備し、徵稅確保のための制度的改善をはかる。また、高額資産保有者に対する富裕税を新設すること。

⑯ 地方交付税の減収については、國の責任で全額補てんすることとし、そのため資金運用部から特別会計で借り入れ、元利償還は国で年次的に償還する。あわせて交付税制度の改革をはかり、交付税率の引上げ、第二交付税の創設をはかること。

⑰ 法人二税の減収については財源対策の起債を認めるとともに、その償

還については地方交付税で措置すること。

源を確保すること。

⑱ 地方自治体の公営住宅、学校、福

祉施設およびその他の単独事業財源の拡充をはかること。

一九七五・八・二四

革新勢力の統一によつて地方財政危機を打開し地方自治を確立しよう（基調提案）

社会党地方政治局長 細谷治嘉

今集会の意義

地方自治確立と地方議員団の團結強化をめざし、多くの困難を乗り越え、開催された自治体政策研究集会は早くも十回目を迎えることになりましたが、今回の集会ほどその真価を問われているときはありません。

最近の地方自治は、自民党政府の「人件費攻撃」による地方財政圧殺のなかで、まさしく危機存亡の情勢にありますといわなければなりません。外に自民党政府の「人件費攻撃」「福祉政策批判」内に大幅な税収入の落ち込みをかかえる地方財政危機突破のたたかいは、「低経済成長」を名とする自民党政府の地方自治体封じ込めを許すか、革新首長、党地方議員団、自治体労働者、住民の統一された反撃による突破の道をすすむか——まさしく重大な岐路にあるといえます。

本集会に課せられた最大の課題は、この自民党政府の攻撃にたいし、国民の生活要求の実現、なかでも今日の地方財政危機を打開するためにいかに國自治体の税財政制度を改革するか——

についてわれわれの国民的なたたかう体制をつくりあげることであります。

そして、革新自治体のこれまでの成果を踏まえ、これをささえすべての国民と自治体労働者との連携を強化し、地方自治を確立するための反自民・反

のうえ、下半期の活動の中心を生活要求闘争におき全党あげて取り組むことを決定いたしました。この総括でも、

その原因を克服することもまた本集会の任務であります。

わが党は、さきの第五十三回中央委員会において、統一自治体選挙の総括のうえ、下半期の活動の中心を生活要求闘争におき全党あげて取り組むことを決定いたしました。この総括でも、議員個々人の活動はあつても党としての活動になつていないと、いう今日のわが党の欠陥が鋭く指摘されました。

こうした状況のもとでたたかわれた第八回統一自治体選挙は、市町村で議席を増加させたものの、道府県、大都市において大幅に減少したことによりました。これは、地方財政危機突破のためでもあります。

わが党は、この地方財政危機の責任はあげて自民党政府にあるとの立場から、この危機を開拓するため五つの法案を提案し、その解決のための具体策を国民に提示してまいりました。

すなわち、第一に「地方法緊急措置法案」においては、地方交付税の増額と配分の民主化をはかるため「第一交付税制度」の創設をはかり地方債の

に空白市町村の解消をめざしたわが党中央委員会において真剣に討議されたところですが、今回の集会において

方財政危機突破をはかつていくことが今日のさしまつた課題であります。

地方財政危機突破のたたかい

今日の地方財政危機の原因は、貧困な自治財源、膨大な超過負担の押しつけなど、地方財政の中央集権化、加えて不況とインフレによる収支バランスの崩壊などによるものであります。とくに不況とインフレこそこうした危機を深刻化した最大の原因であることは明らかであります。

わが党は、この地方財政危機の責任はあげて自民党政府にあるとの立場から、この危機を開拓するため五つの法案を提案し、その解決のための具体策を国民に提示してまいりました。

すなわち、第一に「地方法緊急措置法案」においては、地方交付税の増額と配分の民主化をはかるため「第一交付税制度」の創設をはかり地方債の

許可制度の撤廃をめざし当面、民主化を図ること、さらに超過負担についてでは超過負担調査会の設置と既往超過負担の解消の義務づけ。

第二に、現行地方交付税制度については、その配分の民主化をはかるため人口急増・急減団体にたいする配分の強化、都の特例の廃止、特別交付税率の一%引き下げ。

第三に、地方税については、大企業課税の強化、個人住民税の軽減をはかること、さらに「事業所税」の創設について、人口五十万以上の都市に限定せず、すべての自治体に拡大する」と。

第四は、地方公営企業法および公営交通経営健全化法の全面改正についてです。累増する地方公営企業の赤字にたいし、その抜本的改革を行なうため、水道、交通、病院を一般行政施設とし、国、自治体の負担区分を明確にし、あわせて公営交通再建団体にたいする国の財政負担を強化することを要求してまいりました。

以上の四法案を中心として、自民党政府の「人件費」攻撃に対決するとともに、「地方財政危機突破国民共闘会議」の各県における組織化を推進し、自治体ぐるみのたたかいを展開してまいりました。こうしたたたかいの結果、わが党は、衆参両院の各委員会において「国税三税の収入額が、当初見込みを

下回った場合においても当初の地方交付税収入が地方財政計画上額を下回る財政計画の歳出に不足を生じることとなる場合においても、また同様となる「こと」の内容を中心とする地方財政の充実・強化にかんする決議をかちとりました。この特別決議は、下半期の地方財政危機突破のたたかいの有力な根拠となるものであり、決議を真に実効あるものとするため党は全力をあげる方針であります。

こうしたわれわれのたたかいにたいして自民党政権は、統一自治体選挙でかかげた「人件費攻撃」「福祉先取り行政批判」が国民的合意をかちえたといつわり、いよいよ行政的締めつけを強めてきております。すなわち五月十六日の自民省通達は、自民党政権があらゆる行政権力を動員し、自治体を統制することを宣言したものであり、まわめて悪らつな通達であります。義務的経費とくに人件費の増大が地方財政硬直化の最大原因だとして「財政の健全化計画」を策定するならば国は財政措置を講ずる」との内容は、つまり「地方財政再建特別措置法」をすべきの自治体に事実上押しつけるものであり、法の先取りを意図したものといわなければなりません。この通達によ

下回った場合においても当初の地方交付税収入が地方財政計画計上額を下回る場合は、必要な財源措置を講じることといたしては、必要な給与改定等により地方財政計画の歳出に不足を生じることとなる場合においても、また同様とすること」の内容を中心とする地方財政の充実・強化にかんする決議をかちとりました。この特別決議は、下半期の地方財政危機突破のたたかいの有力な根拠となるものであり、決議を真に実効あるものとするため党は全力をあげる方針であります。

つてもたらされるものは、国の一元的
かつ画一的支配のもので福祉切り捨て
事務、事業の下請け、民営化による住
民サービス低下、公営企業料金はもと
より使用料、手数料の引き上げであり
ます。まさに住民と自治体労働者の犠
牲のうえに今日の地方財政危機を解決
しようとするものであります。

さらに、七月二十三日の地方制度調
査会の答申は、こうした自民党政府の
図を調査会の名において正当化しようと
するものであります。昭和三十一年の
「道州制」答申いらい、はじめて反
対意見を多數決で押し切ってなされた
今回の答申は「高福祉・高負担」の名
のもとに国民福祉を犠牲にするという
反国民的思想を露骨に示したものであ
ります。

わが党は、自治省通達にたいしては
即刻、撤回闘争を展開し、大阪府議会
などにおいては撤回決議をかちとるな
どの成果を収めております。こんごと
も通達の意図する財政健全化計画の提
出強要を拒否するよう自治体労働者と
共に強く要求していくかねばなりません

福祉先取り行政批判と全体の奉仕者論の危険性

「でもたらされるものは、国の一元的かつ画一的支配のもとで福祉切り捨て事務、事業の下請け、民営化による住民サービス低下、公営企業料金はもとより使用料、手数料の引き上げであります。まさに住民と自治体労働者の犠牲のうえに今日の地方財政危機を解決しようとするものであります。

さらに、七月二十三日の地方制度調査会の答申は、こうした自民党政府の國を調査会の名において正当化しようと/orするものであります。昭和三十二年の「道州制」答申いらい、はじめて反対意見を多数決で押し切ってなされた今回の答申は「高福祉・高負担」の名のもとに国民福祉を犠牲にするという反国民的思想を露骨に示したものであります。

わが党は、自治省通達にたいしては即刻、撤回闘争を展開し、大阪府議会などにおいては撤回決議をかちとるなどの成果を収めております。こんごとも通達の意図する財政健全化計画の提出強要を拒否するよう自治体労働者と共に強く要求していくかねばなりません。

福祉先取り行政批判と全体の奉仕者論の危険性

特集 第十回全国自治研

る革新自治体の任務を前進させる重要な機会として掌握することがたいせつであります。

他方、「人件費攻撃」、「福祉先取り行政批判」など自民党政による革新自治体攻撃が強められているなかで、革新の一歩から自治体労働者は「全体の奉仕者」であるとか「安あがり政府」なるものが展開されています。すでに自治体労働者から多くの批判を浴びていることでも明らかに、自民党政の「人件費攻撃」に手を貸す危険があり、たいへん遺憾なことといわなければなりません。

われわれは、こうした革新内部の矛盾を克服し、自治体労働者の階級的強化と革新自治体の前進をばかり、わが党中央の反独占・反自民の戦線結集をはからなければなりません。

地方財政危機をいかに突破するか

昭和五十年度地方財政はすでに、法人二税を中心に都道府県で約七千億円の税収減が見込まれるなど不況とインフレによつていよいよ深刻化してまいりました。このような事態はすでに年度当初から予想されてきたところであり、今日、地方財政の危機的状況を開拓するたたかいのいつそ強化をはからねばならないのであります。とくに下半期の地方財政は、税収入の大幅

減収・給与改定などによって歳入・歳出のアンバランスはますます拡大する一方であります。

一方であり、緊急対策と制度の抜本的改革は、もはや不可欠であります。

わが党は、そのためまづ緊急対策として、①地方財政計画における地方交付税の総額は国の責任で確保すること②交付税不交付団体にたいし、財源対策債を認めてること③地方税収入の減少にたいし、当面地方債で補てんし、その償還を交付税で完全措置すること―の三つを強く要求しております。なかでも給与改定財源を地方財政計画で九ヶ月留保していることを理由にした、給与財源への国財政措置の回避を容認せず、また自治省の都道府県人事委員会にたいする調整勧告の干渉には強く反対するものであります。

こうした緊急対策要求と同時に、わが党はさきの統一自治体選挙でも提唱してきたように地方財政の根本的改革を実現するため、つぎのような「七大統一政策」の実現に奮闘しなければなりません。

すなわち、①自主財源の拡充―個人所得の総合課税と自治体移譲②大企業の社会的負担の強化―インフレ利得への課税③地方交付税の増額と民主的配分制度の確立④国庫補助制度の民主的改革⑤超過負担の廃止⑥地方財政安定基金制度の創設⑦大企業のインフレ利得を積み立て金へ⑧経営主義的地方財

政の転換―福祉優先の地方公営企業の確立⑨財政自主権の保障―自治体独自の財源確保の推進、であります。

この提唱は、地方財政危機の打開をめざすすべての革新自治体およびそれをささえる全革新勢力にとって共通の課題であります。わが党は、この「統一政策」によって自治体レベルにおける反自民・反独占の戦線結集に全力をあげるため、すでに組織されている「地方財政危機突破国民共闘会議」を、この「統一政策」を実現する重要な運動母体として、その強化に全力をあげる方針であります。

さらにこの「統一政策」を実現するため「地方財政危機突破国民共闘会議」において、緊急につきの三大行動を実行に移すよう提起したいと考えます。第一は、現行地方財政の不适当性にたいする訴訟の推進であり、攝津市の「保育所超過負担訴訟」、大牟田市の「産業用電気税非課税にたいする違憲訴訟」を全面的に支持し、第二、第四のこれら訴訟運動を全国的に提起するたかどあります。

第二は、機関委任事務を返上する運動であり、國の一方的な事務の押しつけと超過負担に反対する立場から機関委任事務にたいする国民的返上闘争を開拓することであります。

第三は、大企業にたいする超過課税を推進する運動であります。東京、横浜などの大企業にたいする超過課税をさらに推進し、地域の実態に沿つた法定外普通税の創設をはかり、とくに「事業所税」については、県庁所在都市その他の主要都市を中心法定外普通税として創設する条例化闘争を展開することとあわせ、法人事業税の外形標準課税実現に努めなければなりません。

自民党政の財政対策および景気対策は、これまで以上に、いちだんと地方財政を窮屈させるものであり、こうした地方自治無視の景気・財政対策に反対し、緊急にこれら三大運動を直接請求運動などをつうじて展開しなければなりません。そのためにも、今日、地方財政の仕組み、その矛盾など危機的状況にある地方財政の実態を党議員団が中心となって住民に宣伝し、幅広い住民の理解と行動への参加がはかられなければなりません。

党が九月地方議会にむけて生活要求闘争委員会による大衆的な予算要求、制度要求をおこすよう呼びかけ、また「暮らせる年金、よい医療」の要求を中心とする署名運動を推進しているのもそのためであります。

党的提起する生活要求闘争の中核として、みんなのいつそうの奮闘をお願いするものであります。地方自治確立のため、党躍進のため、手をつけたままで決起しましょう。

分科会の報告

第一分科会・「地方財政」

「国税中心を改め、地方税財源を確立しよう」をスローガンとした「地方財政」の第一分科会は、集会の中心課題が地方財政の危機打開であつただけに参加者は分科会中最大の規模の約四百人という多數にのぼった。

講師の高橋清静岡大学教授の基調提案をうけたあと、田中安三都議、蓮尾信治郎大牟田市議、関野安夫神奈川県議から活動報告を聞いて討論に入り、真剣で前向きな論議がかわされた。

高橋教授は現在の財政危機を「大企業奉仕の高度成長が破綻し成長ないし安定成長への転換の移行期にあらわれた中期的な危機、七〇年代後半の危機」と規定し、財政危機の原因是、①財源の中央集中②産業優先の公共投資③住民サービスの独算制への封じこめにあると分析して「高度成長型の投資的経費を減らして福祉費や人件費をふやす福祉型財政に転換すべきだ」と強調。地方財政危機を打開するため税源配分を現在の国と地方の七対三を当面、五対五にすること、そのため法

人二税の超過課税、大企業の固定資産税の超過課税、電気税など大企業優遇の税制を改めて地域の実情にあわせて課税自主権を拡充する必要性を指摘した。

報告のなかで東京都の財政事情は今

年度一兆一千億円の予算で赤字が三千億と予想され、とくに都財源の五二%をしめる法人関係税の落ち込みが大きく、ベア財源、夏季、年末、年度末手当が圧迫されている深刻な実情。神奈川も今年度五百億円という赤字で不交付団体から交付団体入り必至という事態で東京都は国への要求を強め、また長洲県政も緊急財政対策本部を設置して対策を検討していることが報告された。

さらに大牟田市は三井独占資本の電気ガス税、固定資産税の減税による損失が四十五年から五年間に三十六億円

をこえることから、社会党が中心になつて市民の支持を背景に「電気税訴訟」で支持決議がなされており、多くの

共感をよんだ。

これらの報告と討論を通じて自主課税の問題が大きな焦点となつた。法人二法（事業税と住民税）が安すぎて赤字企業はわずか四千円の均等割だけですむ不合理さのは正（大牟田市）、固定資産税の再評価の適正化（東京都・石塚國立市長）とともに法人二税の超過課税と外形課税（資本金、従業員数などによる）が一致して確認された。

自主課税として高速道路のインター・エンジだけでなく道路全体に固定資産税をかけるべきだ（大阪、吹田市）との意見も全会一致をみた。

超過負担問題では攝津訴訟を積極的に支持するとともに機関委任事務の返上運動を強めていくことで参加者全員の意見一致をみた。革新市長会として意見一致をみた。革新市長会としても機関委任事務返上のたたかいにむけて国、県、市町村段階に具体的な洗直しがすすめられている。

インフレのなかでぬきさしならぬ地方公営企業の料金問題も大きな論議の一などが確認された。

第二分科会・「革新自治体」

第二分科会は、革新自治体における

議員活動のあり方、福祉先取り行政は

焦点となり、独算制撤廃の原則論だけでなく具体的な対応についての悩みがたくさんだされた。それは水道料金六〇%の大幅値上げにどう対処するか秋田、大曲市）、党的方針を示してほしいとの強い要望にみられた。

革新の立場からギャンブル課税にどう対応するかも論議のマトとなつた。

ギャンブル収益の自治体間の平均化の必要が訴えられた一方いまやギャンブルの本質を「必要悪」から「犯罪」としてとらえて全廃にふみきるべきだ（北九州、大牟田）との意見が強く支持された。

最後に参加者の共通した認識として①地方財政危機は地方自治の危機であり民主主義の危機であること②危機の実態を住民のなかに訴えて広範な住民を組織し危機突破住民集会、さらには署名運動などを具体的に展開するなかで臨時国会と九月地方議会を地方財政危機突破のたたかいの場として位置づけるべきだ③地方財政危機を国の政策と一体のものとして社会党はもつと明確な政策をうちだし、政権獲得にむかつたたかいを発展させる必要がある

特集 第十回全国自治研

これでよいのか、革新自治体と住民運動の三点を討論の柱として約一三〇名の出席を得て行われました。埼玉革新県政についての活動報告及び沖縄市政をより強化するための若干の闘いの報告をもとに、鳴海正泰講師より革新自治体について、四点の問題提起が行われました。

すなわち、第一に、住民の革新自治体に対する見方、考え方が變ってきており、地方制度をどうすべきかというわれわれ自身の主体の中味について真剣に考える時である。保守から革新へのスローガンだけでは住民はあきたらなくなってきた。第二に、これまでの行政について再検討すべきでありこれまでの行政の方向がこれからそのままいか再検討すべきである。第三に、政府の革新自治体攻撃があろうとなからうと革新自治体の自己革新が必要である。それは、革新自治体が大きな政治勢力として定着してきており自らの欠陥を是正する実力を持っている。住民は、自己に対する敵しさ、ざん新さを要求している。第四に、革新の立場から自治そのものについての見直しが必要である。自治イコール革新である。

以上の問題提起とともに、革新自治体において党議員団は何故減少するのか、また公共料金の値上げ等についてどう対処すべきか、という問題について

て討議が行われた。

党議員の減少については、一般的法則とは考えないが、党議員団は、首長の傘から脱却すべきであり、党が首長に対し、リーダーシップをとることが必要である。また公共料金の値上げ問題についても、与党なら即賛成すべき

ものではなく住民運動の展開、自治体ぐるみの自民党政府に対する抵抗、制度改革のたたかいが必要である。

福祉先取り行政の今後の方針については、横山国民生活局長より、(1)福祉見直し論は、供給体制の整備など全体の観点で洗い直す必要がある、でないと国の責任を免責する恐れがある。(2)歳入欠陥など自民党政府の赤字キャンペーンが展開されているが、この時期にこそこれまでの制度等の矛盾を根本的に洗い直すべきだ。(3)自治体ぐるみの対政府要求が必要。(4)住民自治の観点からこれまでの福祉の実態を住民に投げかけ自治意識を高めることも必要なことである。

第三分科会は、都市問題と自治をテーマにして、討論の柱を、(1)住民要求に応える都市自治のあり方、(2)過密過疎の中で自治制度をどう変えていくかの二つに置き、出席者一六十名をえて活発な討議が行なわれた。

まず、活動報告として、都議会の棚橋議員から革新都政八年間の成果は、公害、福祉政策面で先導的役割をはたらいたこと、今後の課題は自治体を国に下請行政から國の政治を発展させるために主体的勢力の拡大が必要であるとの指摘、町田市的小竹議員から都市の変貌に対処して大下革新市政のもとで、(1)都市のみどりをどう守っていくのか、(2)都市施設はすべて市民が利用できるものをつくる「みどりと車イスのまちづくり」の政策について報告があつた。

討論は、人口急増に対する自治体はどのように対処すべきかを中心に行なわれた。ことに全国第一位の人口急増自

する事である。革新自治体が福祉向上をはかるのは当たり前であり基調提案で示された原則にそつて計画的に進められた意見もありました。

また、国民健康保険の財政問題と婦人議員から保育行政についても活発な意見が述べられた。

第三分科会・「都市問題と自治」

治体である三郷市では、農村から急激に都市化しているので住民要求に市政

が対処しきれないという指摘、練馬区ではグランドハイツ返還にともなう利用について、区側は緑を残そうという主張に対し国側は四万五千世帯を収容する公団住宅を建設しようとしており公団側、都、区の意見の一致がないなどの報告があった。

これに対して、第一次産業の崩壊が都市に入口を集中させて農業など第一次産業政策のあり方を国側に公団側、都、区の意見の一致がないなどの報告があった。

このことと、今後の課題は自治体を国に下請行政から國の政治を発展させるために主体的勢力の拡大が必要であることを明確にして、町づくりの設計をすべきだ。団地等による人口急増に対しては公共施設もふくめて責任をもたせるべきである、三郷市の場合は革新市長を取るチャンスではないかなどの助言があった。

また、大島専大教授からは、都市問

題と自治のテーマは窓口が広く問題が多いので、意識して短期的に判断する目、長期にわたって見通す目の二つの目をもたないと、現状追従になり、市民要求にもとづく住みよい町づくりより開発に追従する型にさせられる。制約が多いが現状を正しく判断し

長期的展望にたって市民要求を具体化していくことが大切であるとのまとめの発言があり、分科会を閉じた。

この他、公害対策、財政対策、シビルミニマムの設定、広域下水道の処理等についても発言があり、意見の交換が活発に行なわれた。

第四分科会・「地方議員と党建設」

「地方議員と党建設」の第四分科会では、冒頭、森永組織局長が、①党建設の原点である支部、総支部の活動の強化②労働組合内部での党の影響力の増大と指導力の強化③地域でのさまざまな市民集団への影響力の浸透④『社会新報』の日刊化への取り組み、とりわけ、その前段としての手配り体制の確立の徹底⑤党専従者の増強——の五点と共闘にたいする原則について、問題提起した。

小黒聰フュリス女子大教授は社会党が当面、克服すべき課題には、①宣伝力の弱さ②農業・中小企業対策面での立ち退き③革新首長下における大衆運動の取り組みの弱さ④次の世代を担う後継者養成——などを指摘した。地方活動については、苫小牧市議団が「機関紙活動を中心とした党建設、守谷吉男山形県議が「地方議員と党建設について」報告した。

討論のなかでは、当選したばかりの青年議員の貴重な活動経験、きびしい条件のもとで党建設のたたかいに取り組む地方議員のたくましい生活の報告と訴えや、激しい他党との競合のなかで、生協その他の市民組織を通して、党が着実に前進している事例紹介、さらには、党内の人間関係を深めあう友情と同志愛が、党建設にとって必要であるという訴えもあった。

この発言のなかでは、「社会資本不足の結果としてでてくる生活環境の矛盾を調査し、有効な運動を組織することの必要性」(勝高松市長)など、新しい視点での問題提起をはじめ、組織活動の先兵としての機関紙活動の強化が強調された。「地域割り選挙のなかで、横水会館」で開会し、蛸千葉県議、七人の新入党者を得て、「社会新報」を四十九部拡大した(木村中野区議)。

「地区新報の発行を基礎にして、労働者

選挙から組織選挙へ——をめざす尼崎青森の経験が報告され、長期に追求すべき課題として評価された。

また、党的根拠地・トリデである総支部事務所——印刷機、自動車、電話——を設置するためにも、機関紙活動(財政確立の一環)を軸とした地道な党活動の積み上げによる「トリデ」づくりの運動も提起された。

しかし、これらの発言、意見の多くは、地方の中小都市、農村活動からの報告、発言であつて、現在、社会党の最大の課題となつてゐる「大都市における党建設」の問題、とりわけ首都圏十六年間空席だった県議を統一自治体選挙で、はじめて実現した(うつみ気仙沼市議)。選挙に関連しては、人間関係で苦労しない党、資金を大切に使う党にしよう、「党選挙」——個人選挙から組織選挙へ——をめざす尼崎青森の経験が報告され、長期に追求すべき課題として評価された。

また、党的根拠地・トリデである総支部事務所——印刷機、自動車、電話——を設置するためにも、機関紙活動(財政確立の一環)を軸とした地道な党活動の積み上げによる「トリデ」づくりの運動も提起された。

しかし、これらの発言、意見の多くは、地方の中小都市、農村活動からの報告、発言であつて、現在、社会党の最大の課題となつてゐる「大都市における党建設」の問題、とりわけ首都圏十六年間空席だった県議を統一自治体選挙で、はじめて実現した(うつみ気仙沼市議)。選挙に関連しては、人間関係で苦労しない党、資金を大切に使う党にしよう、「党選挙」——個人選挙から組織選挙へ——をめざす尼崎青森の経験が報告され、長期に追求すべき課題として評価された。

また、党的根拠地・トリデである総支部事務所——印刷機、自動車、電話——を設置するためにも、機関紙活動(財政確立の一環)を軸とした地道な党活動の積み上げによる「トリデ」づくりの運動も提起された。

しかし、これらの発言、意見の多くは、地方の中小都市、農村活動からの報告、発言であつて、現在、社会党の最大の課題となつてゐる「大都市における党建設」の問題、とりわけ首都圏十六年間空席だった県議を統一自治体選挙で、はじめて実現した(うつみ気仙沼市議)。選挙に関連しては、人間関係で苦労しない党、資金を大切に使う党にしよう、「党選挙」——個人選挙から組織選挙へ——をめざす尼崎青森の経験が報告され、長期に追求すべき課題として評価された。

第五分科会・「選挙」

第五分科会「選挙」では「すべての選挙に勝利する土台を築こう」という

選挙に勝利する土台を築こう」という

の報告が、兵庫県会議員に初當選した

「ハイムのおばさん」と異名をとる山

村田正英さん、完全地域割でたたかっ

た埼玉県草加市議の長田正英さん、選

挙前二月にアンケート調査をし、政治

地図や地域政策を作成し、たたかいを

成功させた栃木県自治研センターの穴

特集 第十回全国自治研

原達也さん、党県本部専従者として党活動の先頭としてたたかい岐阜市議に初当選した早川竜雄さん、党組織として二千万大衆カンパをとりくみ成功させた東京都三多摩本部の池畠市議の以上五名の活動報告がなされました。

引き続いて、講師の田中克人国民政治研究会事務局長より、別冊「討議資料集」のとおり、わが党に対する敵し

い問題提起がありました。その中で、わが党が低迷しているその最大要因は「党の体質の保守性にある。革新といふことが常に古いものを批判し、反省して新しいものを生みだすならば、明らかに保守であると決めつけている自民党にさえ及ばない」とするべく指摘され、「いまこそ、社会党は、メンツにこだわらず、なりふりかまわず、新しい革新を求めて保守的体質から脱却すべきだ」と強調されました。そのためには「外部からの新しい血、若々しい力を導入し、日常活動をきめ細かく行っていく」ことであり、このことが「社会党的足腰をきたえ強化していくことになる」と訴えられました。

以上の報告を基調にして、活発な討論が積極的に展開されました。従来、選挙になると組織、資金を含めて党組織が責任をもつてするのではなく、やめするとそれぞれ個々の候補者のみに依存してきた傾向があつたが、分科会の討論、経験交流のなかで、新しい

前進面がだされてきたことを強調しておきます。

その第一は、党組織として大衆カンパをだいたんに提起し、しかもそれを安易にしかも画一的に党員に割りあてやっていくのではなく、地域や職場にそれぞれ党員が積極的に取りくんだ

例（東京都、広島県）。

その第二は、市議選での完全当選を

図るために、完全地域割で勝利した例（新潟県、埼玉県、広島県）。

でそれぞれの候補者がもつてた名簿を整理し、党総支部の財産として管理して勝利した例（新潟県、兵庫県）。

その第三は、事前に戦略、戦術を設定し、政治地図を明らかにし、さらに地域に密着した地域政策を作成するため、事前にアンケート調査を実施した例（栃木県）。

その第四は、候補者の公認基準を厳しくし、党活動の先頭にたつて、党の専従者として活躍している例（東京都、新潟県、北海道、広島県）。

その第五は、個々の候補者の後援会がわが党的後援会として、質的に強化

された例（長野県）。

その第六は、選挙に勝利するのみでなく、党員や社会新報の拡大を図るために、選挙闘争が正しく位置づけられ三選支持問題などについて、地域におこなわれた例（全発言者）。

などが指摘できます。いずれの発言者も強調していますように、議員は党

の顔であり、姿であり、党の第一線にたって活躍し、党組織の統制のもとで日常の世話役活動、機関中心の組織選挙闘争、そして党勢の拡大を強化してこそ党の前進がありうると確信してい

ます。そこで、一万の議員をつくるためいまこそ、一歩の議員をつくるためあらかじめ予定した討論の進め方とその柱にともづき、約百人の参加者は活発かつ真剣に討論をおこなった。

その柱は、(1)窓口問題と解放行政、(2)「同対審」答申完全実施と「同和対策事業特別措置法」即時具体化の闘い(3)狭山闘争、という三つの柱を中心

に、あらかじめ予定した討論の進め方とその柱にともづき、約百人の参加者は活発かつ真剣に討論をおこなった。

その柱は、(1)窓口問題と解放行政、(2)「同対審」答申完全実施と「同和対策事業特別措置法」即時具体化の闘い(3)狭山闘争、という三つの柱を中心

に、この経験をいかし、参加者が先頭に立つて「足腰をきたえ」て、まさにスローガンどおり「すべての選挙に勝利する土台を築く」ために、お互いさことに努力し、党中央の指導性をたかめさきに指摘した前進面を全国的に強化していくことが意見統一されました。

第六分科会・「部落解放」

討論では、(1)窓口問題と解放行政、

(2)「同対審」答申完全実施と「同和対策事業特別措置法」即時具体化の闘い

(3)狭山闘争、という三つの柱を中心

に、この経験をいかし、参加者が先頭に立つて「足腰をきたえ」て、まさにスローガンどおり「すべての選挙に勝利する土台を築く」ために、お互いさことに努力し、党中央の指導性をたかめさきに指摘した前進面を全国的に強化していくことが意見統一されました。

最後に、分科会は、来年の集会までに大きな成果を獲得し合って、再度結集することを誓つて成功裡のうちに閉会した。

第七分科会・「肥料問題」

第七分科会は「食糧危機・食品公害からくらしを守ろう」をスローガンに討論の柱として、①食糧自給度の向上②農薬、汚染、食品公害と国民生活を中心の一五六人が参加して熱心な討論を行なつた。

まず基調報告として慶應大学教授常盤政治氏より、食糧危機、食糧自給の可能性について「農業の国際分業論は破産した。しかし政府・自民党の農業見直し、食糧自給論はどうまかしでありそれは首相の諮問機関である食糧自給審議会から出された昭和六十年までの食糧自給計画を見ても明らかであり、とくに穀物自給率を四二%から三七%に引下げているのは先進国の中でも最低であり、国の安全保障の立場からも危険である。裏作利用、耕地拡大によって穀物自給率は六〇%まで高めることができる」と食糧自給向上の提起を行ないました。

また、吉武てる子氏からは食品公害汚染の現実を「複合汚染」から実例をあげ「高度経済成長のなかで国民は毒物を食べさせられ、その被害は全国民に及んでいる。いま一番大切なことは

集することを誓つて成功裡のうちに閉会した。

強化が、食品公害の解消に結びつかぬどの発言も行なわれていました。

稲村三条市長から地方自治体の食糧自給、農業へのとりくみ、自然保護のあり方などが報告されました。

ついで食品公害、いのちを守る問題について食品公害、いのちを守る問題討論のなかでは、神奈川県婦人会議からリジンの添加廃止、また合成洗剤追放の活動報告が行なわれ、その被害の実態も各県代表から報告され、その結果、各自治体からリジン、合成洗剤追放に立上ることが確任されました。

この基調報告を受けて討論が行なわれましたが、とくに農業生産振興と食糧自給の問題についてのとりくみを強化するよう位置づけられました。

また、助言者として唐橋喜多方市長一九七五・八・二十四

強化が、食糧自給の解消に結びつかぬどの発言も行なわれていました。

以上の討議の結果、まとめて食糧自給の問題についてのとりくみを強化するよう位置づけられました。

地域での運動のとりくみ、また、公害放のための運動のとりくみ、また、公害放に立上ることが確任されました。

議会でリジン、合成洗剤の使用中止を決議させる、そして各県生活要求闘争本部でのとりくみを強化するよう位置づけることを確認しました。

革新自治前進を――

成田委員長あいさつ

先のきびしい統一自治体選挙を勝ち抜かれ、自治体議会において革新自治の前進のために活躍しておられるみなさんがたに、党本部を代表して心から敬意を表するしだいです。

いま農村は政府・自民党農政に対し不信感にみちている。党的農業政策の確立、生産基盤の整備が必要である、や議会の活動に具体的に生かして、みんなさんがたが中心となって、今日宣伝に論議がすすめられ、食糧自給促進のために農民が生活できる価格制度の確立、私は酷暑のもと、二日間にわたって行なわれている第十一回自治体政策研究集会にご協力いただいた講師、助言者のみなさんには深く感謝申し上げるとともに、自治体議員のみなさんが本集会での研究、討論の成果を地域や職場

で取り組まれている生活要求闘争委員会による九月地方議会に向けての予算要求の運動も、「暮らせる年金よい医療」の署名運動も、このような

じます。

すでに取り組まれている生活要求闘争委員会による九月地方議会に向けての予算要求の運動も、「暮らせる年金よい医療」の署名運動も、このような

制問題、有機農業の追求などや地方の

会での研究、討論の成果を地域や職場

みなさまがたの地道な活動により、はじめて成果をあげることができるのであります。地方自治確立のために、党躍進のために、「議員」として「生活闘争オルグ」としてのみなさんがたのいっそのご努力を心から願つてやみません。

先般の統一自治体選挙の最大の争点は、地方財政問題でありましたが、三木総理は、彼の最初の施政方針演説で統一自治体選挙を意識して、つぎのように申しています。

「今日、量的拡大の時代から、生活中心、福祉重点の質的充実の時代へ転換するため、地方行政の果たす役割りはいっそう大きなものとなっています。このときには、当たり、自主的で責任ある地方行政が実現されるよう地方行政のあり方を全面的に見直す必要があります」と。

この総理演説にたいし、私は代表質問でつぎのように訴えました。

「社会的不公正を是正し、福祉経済を実現させるためにとくに大切なことは、自治体財政の確立の問題であります。ところが福祉行政の主体であるその自治体の財政はインフレと不況のために福祉行政の推進どころか、義務的経費の支出さえ困難になっています。この危機を開拓するために、機関委任事務の整理、国七・自治体三となって税源配分を少なくとも五分五分といふ

し、超過負担の解消と地方債起債の制約を廃止すべきである」と。

これにたいし、「自治体行財政を全般的に見直す」といった、その三木総理から返ってきたことばは、速記録どおり申し上げますと、

「国と地方をつうずる行財政の問題

というのでは大問題でありますから、地方制度調査会などにおいても、これを私は先日、諮問することにしたわけですが、自治体のあり方といふものについても、根本的に検討の時期にきて

おる自治体の自主性を認めながら、な

ども、地方公務員給与が国家公務員

については、根本的に検討の時期にきて

おる自治体の自主性を認めながら、な

くが人的サービスである以上、もともと自治体の人事費の割合は高くなっています。このような主張を、われわれは絶対、容認することはできません。

性格をもつてゐるのであります。した

がつて、財政とくに地方財政の健全性

とは硬直的であるか、ないかとか、営

利会社の会計のように収支バランスが

とれているかどうか、という視点から

取りとりあげ、とくに革新自治体の人気とり政策だとして非難をあびせて

います。

しかし、革新自治体の福祉さき取り行政は、人気とりを目的として行なわ

れたのではもちろんありません。高度

成長政策のもたらした国民生活の救い

がたいヒズミから、住民の生活と健康

を守るため、住民の強い要望に応えて

國にさきんじて福祉行政をすすめてき

いますが、この比較がラスベイレス方

式とかいう百年前に考え出された古い

しろもので計算されたものであり、こ

の方式は自治体職員の構成をむりやり

するという理論的にも成り立たない不

合理的なものであることは専門家のみな

さんに申し上げるまでもありません。

現実に自治体が支払っている給与は、

都道府県では国家公務員より5%程度

上回つてゐるが、市町村段階では一〇

%近く低いことも周知の事実であります。

たしかに福祉のさき取り行政は、多

くの財源を必要とします。ことにスタ

グフレーションで物価は高い、税収は

不足するという今日、地方自治体は負

担は大きい。しかし、それにもかかわ

らず、なぜ革新自治体が福祉のさき取

り行政をやつてきたのか、また今日も

特集 第十回全国自治研

やらざるをえないのか、を真剣に考えてみるべきである。

政府・自民党の「福祉行政見直し論」には、いまの日本の福祉水準が西欧水

準よりはるかに低いという事実と、民総生産の高度成長にくらべて福祉の成長がはるかに低成長であったという認識が欠落しています。いや、意識的にこれに目をおおっているといわざるをえません。この程度の福祉政策を「引き取り」とか「バラまき」という前に、まずは開いた政府・自民党の責任こそ、まず問われるべきであります。

この目的と手段の関係を逆にとらざります。
この目的を実現するため、現在の地方財政も、それは国民福祉を実現するための手段であり、目的ではありません。これが総理のいう地方財政の根本的目的直しであり、正しいメスの入れ方であります。

制度調査会答申であります。最近の二連の地方自治体にたいする政府・自民の失敗をおおいかくし、せつかく、甚新自治体の努力により芽ばえてきた福祉行政を、芽ばえの段階でつみとつしまおうとする政治反動以外のなにものではありません。

政治反動の水を増してしまふ。
訪米のさいの日米首脳会談で日米
保堅持を約束し、インドシナ解放後
アメリカのアジア戦略に従つて「韓
国」を再確認し、「日米韓」連命
条項¹を同体をつくり上げ、田中内閣以上の「
動的朝鮮政策をとりつあります。」
の主権と人権を犯した金大中事件を
明朗な政治的解決でうやむやのうちに
葬り去り、朴ファンシヨ政権とのゆき
をいつそ強めています。敗戦三十五
年の八月十五日に、どの総理大臣も
りえなかつた靖国神社参拝を行なつ
憲法違反の靖国神社法や問題の表敬
制定へのレールを敷こうとして、既
に大量の赤字国債の発行を企図する
事実を着々と積み上げています。
それだけではありません。きたる
き臨時国会で値上げ法案の成立、安

訪米のさいの日米首脳会談で日米保堅持を約束し、インドシナ解放後アメリカのアジア戦略に従つて「韓国条項」を再確認し、「日米韓」連合の「同体をつくり上げ、田中内閣以上の自動的朝鮮政策をとりつあります。」の主権と人権を犯した金大中事件を明朗な政治的解決でうやむやのうち葬り去り、朴ファッショ政権とのゆきをいつそう強めています。敗戦三十五年の八月十五日に、どの総理大臣もりえなかった靖国神社参拝を行なつて憲法違反の靖国神社法や問題の表敬制定へのレールを敷こうとして、既事実を着々と積み上げています。

それだけではありません。きたるべき臨時国会で値上げ法案の成立、安方、さきの国会で、各党一致、衆院通過した独禁法改正案の提出は見合せ、日中両国政府が同意した日中共

の拡大と自治体の福祉、生活関連施設の充実こそ、今日るべき景気対策の基本であるとの立場から政府の大企業のための景気対策と対決して、三木内閣打倒、衆議院解散、総選挙勝利へと発展させてまいる決意であります。

この総選挙でわが党が前進し、参議院におけると同様、保革伯仲の勢力關係をわが党中央に衆議院でもつくり上げ、政局転換をかちとり、国民連合政府樹立の道を切りひらくことに全力をあげねばなりません。

今年は結党三十年に当たります。いま党に与えられた任務と課題は、きわめて重大であります。結党の初心に返り、革新の党として地域に根をおろし常に前方に目を向け、決断し行動するバイタリティーに富んだ党として前進するため、地方議員のみなさんのいっそつのご健闘を祈つて、あいさつを終ります。

行政にたいする政府・自民党からの攻撃を、中央・地方をつうじ、住民、自治体職員と手を結んではねかえしていくしかねばならりせん。

例外ではありません。最近とみに強
ってきた地方自治体、とくに革新自民
体にたいする三木内閣、自民党的攻撃は
は自治から官治へ、分権から集権へ、
女房への道を辿っています。

財政危機打開のためのわれわれの政策を提出し、国民生活の安定のための政策対決を通して、国会闘争をもり上げる決意であります。

收支をつくろうことではなく、いまの財政のあり方を高福祉の実現できる財政に改めることである、ということを強く受け止めて、何年何月、高度成長から低成長へ転換した、したがって福祉行政の根本的反省、などという福

を強調しました。しかし、美しいことば、抽象のことばを並列するのは、その人が伸びびして心にもない絵空事をいう場合か、心にあるほんとうの考え方、危険な考え方を隠すときだ、といわれています。三木総理の場合もその

声明にもどづく日中平和友好条約の締結も行なおうとはいたしません。党は、これらの内政外交問題を取上げて政府を追及することはもちろんですが、とくに今日までの税制、財金融の根本的改革による中央、地方

原水禁世界大会——基調演説

原水禁代表委員 森滝市郎

はるばる海外からおいでくださった外國代表の皆さん、日本全国からこのヒロシマにお集り下さった日本代表の皆さん！

本大会の基調は大会実行委員会によつて入念に討議してつくられたものが既に皆さんのお手もとにわたつてあると存じます。が、私は時間の関係でこの文書を以て基調の提案をいたしたいと思います。

ただ私はこの機会にこの基調に沿いながら若干の感想を申しのべたいと存じます。三十年前広島原爆で生きのこつた私がこのように皆さん前に立つことができることを私はまことに感慨深く存じます。

私は先づ、皆さんとともに、広島・長崎三〇万原爆犠牲者のみたまに心から追悼のまことを捧げ、この地球上のどこにもこんなことがまたとふたたび起らないためのたたかいに凡てをささげたいと決意する次第であります。同時に私は三〇年たつた今日も原爆で亡くなつたものの数もその遺族についての調査も國家の手で行われていないことに深いきどおりを感じるものであります。原爆の死没者や、遺族についての調査すらしないとい

たちは核兵器全面禁止に向つて国際會議が早急に開かれるように世界世論を形成しなければなりません。

日本が唯一の被爆国と自ら言うのであれば日本政府はこのような国際會議が開かれよう真剣にイニシアチブをとるべきであり、政府がそうするためには、自らは絶対に核武装はしないという非核三原則を内容とする日本非核武装宣言を内外に宣言すべきであり、またそのような日本の核政策を証明するためにも国家補償の精神に立つ被爆者援護法の実現に立ちあがりたいと思います。

被爆慰靈碑には“あやまちはくりかえしません”ときざまれていますが、こ

の三〇年間に核兵器の開発競争はとどまるところなく進められ、アメリカだけでも

広島原爆の六十万個にあたる莫大なもののがたくわえられているといいます。いわんや核兵器を保有する国は増えづけるばかりで、今日世界で核兵器を保有する

能力のある国は四十ヶ国もあるといいう状況だといいます。その上核兵器が現実に使用される危険さえ目のまえに立ちはだかっています。ベトナム戦後の世界で急速に緊張が高まってきたのは朝鮮と中近東であります。が、米国はその国防長官が朝鮮で核兵器を使用することも辞さない

と言明するに至りました。私たちとはや一刻もゆうよはできず、全世界にこれを感じるものであります。原爆の死没者をくいとめるに足る世論と行動を起さなければなりません。その背景に立つと私

動の生きた力はすぐれて地方的、大衆的草の根的な所にあります。私がえて「多样性の中の統一」を提言する所以であります。

さて私たちの運動は広島・長崎の体験から「核兵器絶対否定」の運動として起

りました。従つて初期の段階では私たちも核エネルギーの平和利用のばら色の未来を夢みました。しかし今日世界で殆んど共通に起つてきました認識は、平和利用という名の核エネルギー利用が決してばら色の未来を約束するものではなくて軍事利用と同様に人類の未来を失わせるものではないかということであります。

つまり平和利用という名の原子力発電から生ずるブルトニウムはいうまでもなく長崎型原爆の材料でありますから軍事利用に転用される可能性があることは明白であります。またブルトニウムは半減期二万四千年というもつとも毒性の極めて強い放射性物質でありますからまさに厄介きわまるものであります。もつともそれは天然資源にあるのではなく全く人工的に生産されるものであります。ですから原子力発電がたとえ安全であるとしても、そこでは多量のブルトニウムと放射性廃棄物が生産されるのであります。

しかもその放射性廃棄物の究局的処理の道はまだ解決されておらず解決の見込みもないといわれています。

こんな状態で人類のエネルギー源は核分裂エネルギーに求める外ないといつて十分に考慮すべきであります。原水禁連

原子力発電所をこぞってつくり、そこからプルトニウムと放射性廃棄物を莫大に出ししつづけるということになれば、そのゆきつく所はどういうことになりますか。

核分裂エネルギーにたよりつけたらこの地球全体がプルトニウムや放射性廃棄物の故に人類の生存をあやしくされるのであります。

私たちは今日まで核の軍事利用を絶対に否定しつづけてきましたが、今や核の平和利用とよばれる核分裂エネルギーの利用をも否定しなければならぬ核時代に突入したのであります。所詮核は軍事利用であれ平和利用であれ、地球上の人間の生存を否定するものであると断ぜざる

を得ないのであります。結局、核と人間は共存できないであります。

共存できないということは人間が核を否定するか、核が人間を否定するかより外ないのであります。われわれはあくまで核を否定して生きのびなければなりません。

核兵器を絶対に否定してきた私たちは平和利用をも否定せざるを得ない核時代に突入しているのであります。「核兵器絶対否定」を叫んできた私たちは今やきつぱりと「核絶対否定」の立場に立たざるを得ないのであります。「平和利用」ということばにまどわされて「核絶対否定」をためらっていたら、やがて核に否定されるであります。

先日の国際会議で私があえて提起したテーゼは「核分裂エネルギーを利用する限り人類は未来を失うであろう」ということでありました。くりかえし申します。「核分裂エネルギーを使用する限り人類は未来を失うであろう。」と。人類は未来を失ってはなりません。未來の偉大な可能性を確保しなければなりません。

私は被爆三〇周年のこの大会で全世界に訴えます。

人類は生きねばなりません。そのためには「核絶対否定」の道しか残されていないであります。

御清聴感謝します。

クロム問題等に関する方針

日本社会党公害追放運動本部・六
価クロム対策特別委員会・日本社
会党政策審議会・公害政策委員会

(一) 情勢分析

最近になつて国民の前に明らかにされた六価クロムによる労働者の健康被害の実態は驚くべきものである。工場周辺住民や鉱さい投棄個所周辺住民も、多数健

クロムがどんな危険性をもつものであるかが分ったのは最近のことではない。

昭和二三年に制定された労働基準法の施行規則三五条には「業務上の疾病的範

いることからも明らかなるように、これらのが金属やその不安定化合物の有害性は古くから衆知の事実であった。

企業責任者が、何年も前からクロムの危険性と罹病の重大さを知りながら、もそれを労働者に十分に教えずにかくしてきしたものとすれば、明らかに許すべか

らざる犯罪であるが、逆にもし企業責任者が、世界的に古くから知られていたクロムの危険性と工場内労働者の罹病とを知らずにすごしていたとしても、多くの者を雇用する責任者として重大な犯罪を犯したものであるといわねばならない。

しかし、それにもまして重大な問題は

政府・労働省が、これほど深刻な事態にいたるまで、重クロム酸ソーダというクロムのなかでも最も危険な化合物を製造する工場の実態的確に把握し、監督・指導することを怠ってきたという事実である。また水銀、カドミウム、砒素のような深刻な経験をへてもなお環境庁や通産省などは、六価クロムを含む鉱さいを住宅地や学校地や海や川にまで投棄するのを放任してきたという許すべからざる事実である。

問題はクロムのみではない。マンガン、ニッケル、鉛など同様な重金属はもとより、少なくとも労働安全衛生法、特定化物質等障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則に規定された物質を生産又は使用者の健康状態と廃棄物投棄の実態を、早急かつ精密に検査し直すべきである。

下請、臨時、退職者、死亡者を含む、これら職場にかかるすべての労働者について、その物質によって起りうる疾病が認められる場合は、「疑わしきは業務上と認定する」立場から早急に認定すべきである。

自ら同様な労働に従事する小零細自営業者（メッキ、皮なめし等に多い）についても、労働者に準ずる補償措置が必要である。

労働基準法、労働安全衛生法、廃棄物処理法及びそれらの諸規則を改正し、作

業環境の改善をはかり、産業廃棄物の投棄は許可制とし原状回復を義務づけるとともに、これらすべての法規違反者に対する罰則を大幅に重くする必要がある。

一方、労災・職業病の追放にたち遅れ闘争を基礎とする抵抗なくして安全なし安なくして労働なし」という認識を深め、「生命と権利」を守る闘いに緊急にとりくむとともに、資本主義制度と階級闘争の中から学びとった「日常の職場の投棄に関するものとし、必要な場合は、その場所を原則として企業の責任において投棄開始以前の状態に復させるものとする。(2)違反の罰則を大幅に重くする。

(3)公害防止対策

- ①クロム、マンガン、ニッケル、砒素鉛やそれらの化合物はもとより、少なくとも規則に定められた特定化物質有機溶剤を生産又は使用している企業に関して、鉛さい、廃棄物の投棄場所や廃水のゆくえを洗い直し、周辺の土壤じょう、水、作物などの検査、住民の精密検査を実施する。

- ②上記の場所における、緊急安全措置を実施するとともに、恒久安全対策を確立する。

- ③各地の海、湖沼、河川における魚に對するこれら諸物質の含有量を検査する。

- ④労基法、安衛法、及び諸規則を改正して、(1)作業環境を十分な点まで改善す

する。(2)規定されていない物質で、有害の恐れがあるものを規制の対象に加える。(3)罰則を大幅に重くする。

(5)自らこれらの労働に従事してきた小零細経営者及びその家族に対して、精密検査をおこない、行政的に補償措置を実施するとともに、労災保険の適用をはかる。

以上の対策を、政府、関係省庁等に実施するために、日本社会党は、国会追求に先行して都道府県本部、総支部が、革新自治体や大衆組織と協力し全国でいつせいに調査、点検活動を開始するとともに、労働組合、未組織労働者に対して、わが党と共に、自らの生命と権利を守るためにの点検・摘発の闘いをテコとした職場闘争にたちあがることを訴える。

申 し 入 れ

いま六価クロムによる健康被害、環境被害は日をおつて明らかになりつつありその実態に国民は毎日不安と恐怖におのいでいる。

すでに何年も前からクロムの危険性を知りながら今日、死者が多數発生するというこの深刻な事態にいたるまで放置していた政府、企業責任者の責任は許すことのできない犯罪として追及されなければならない。

即ち、何年にもわたって何回も工場立入

検査をしながら事態を的確に把握できなかつた労働省、有害な鉛さいの環境への

大量投棄をチェックできなかつた環境庁その他厚生省、通産省等々監督、指導すべき行政当局の怠慢は見逃せない事実である。

政府は一刻も早く被害者の実態を調査し、その救済をはかるとともに環境調査も行い国民の不安を取り除くため全力をつくすべきである。

日本社会党はこのため次のよう緊急措置を政府に実行するよう申し入れるものである。

一、政府内に大臣を長とする対策本部を設置し総合的な対策を講ずること。

二、公害防止対策として

1. クロム、マンガン、ニッケル、砒素、鉛やそれらの化合物などはもとより、少くとも規則に定められた特定化学物質有機溶剤を生産又は使用している企業に関して鉛さい、廃棄物の投棄場所や、廃水のゆくえを洗い直し、周辺の土じょう、水、作物などの検査、住民の精密検査を実施する。

2. 右の場所における緊急安全措置を実施するとともに恒久的安全対策を確立する。

3. 各地の海、湖沼、河川における魚に対するこれら諸物質の含有量を検査する。

4. 廃棄物処理法を改正して

イ、廃棄物処理の責任は最終投棄にいたるまで下請や運搬業者にはなく排出する企業にあるものとする。

ロ、投棄方法は物質ごとに国、又は自治体が決定し、個々に許可を要するものとする。

ハ、過去の投棄に関しても必要な場合は、その場所を原則として企業の責任において投棄以前の状態に復させるものとする。

ニ、違反の罰則を大幅に重くする。

3. 労災・職業病対策として

4. 被害者、患者の治療体制の確立とともに治療方法の研究を早急に行う。

5. 自らの労働に従事してきた小零細経営者及びその家族に対しても精密検査をおこない行政的に補償措置を実施するとともに労災保険の適用をはかる。

四、被害者、患者の治療体制の確立とともに治療方法の研究を早急に行う。

右申し入れる。

一九七五年八月二十五日

日本社会党中央執行委員長

成田知己

内閣総理大臣

三木武夫殿

4. 労基法、労衛法、及び諸規則を改正し

イ、作業環境を十分な点まで改善する。

ロ、規定されていない物質で有害の恐れがあるものを規制の対象に加える。

ハ、罰則を大幅に重くする。

5. 自らの労働に従事してきた小零細経営者及びその家族に対しても精密検査を実施するとともに労災保険の適用をはかる。

企業責任者が、何年も前からクロムの危険性と罹病の重さを知りながら、もしそれを労働者に教えずにかくしてきただとすれば、明らかに許すべからざる犯罪であるが、逆にもし企業責任者が、世間的に古くから知っていたクロムの危険性と工場内労働者の罹病を知らずにすごしていたとしても、多くの者を雇用する責任者として重大な犯罪を犯したものであるといわねばならない。

しかし、それに劣らず重大な問題は、政府・労働省が、これほど深刻な事態にいたるまで工場内の実態を的確に把握し監督・指導することができなかつたという事実である。

そもそも当初の労働基準法において、業務上疾病として定められた三八項目のなかの一七項には「クロム、ニッケル又はその化合物による潰瘍」と規定されて

わが党は八月一九日と二〇日の二日間にわたり、日本化学工業に勤務してクロムによる業務上疾病に苦しめられてきた罹病者とその家族から直接に実情を聴取し、作業現場の実態を調査するとともに社長をはじめとする責任者に経過をただし、るべき応急の対策を要求してきた。

実情を深く知れば知るほど企業責任者と政府・労働省等国家機関の、今までの無責任さに驚くほかない。

企業責任者が、何年も前からクロムの危険性と罹病の重さを知りながら、もしそれを労働者に教えずにかくしてきただとすれば、明らかに許すべからざる犯罪であるが、逆にもし企業責任者が、世間的に古くから知っていたクロムの危険性と工場内労働者の罹病を知らずにすごしていたとしても、多くの者を雇用する責任者として重大な犯罪を犯したものであるといわねばならない。

しかし、それに劣らず重大な問題は、政府・労働省が、これほど深刻な事態にいたるまで工場内の実態を的確に把握し監督・指導することができなかつたとい

きたように、クロムの有害性は何年も前から衆知の事実であった。にもかかわらず重クロム酸ソーダというクロムのなかでも最も危険な化合物を製造する現場を労働基準監督署は、どのように監督してきたのであるか。

かゝっての従業員のうちには、下請や臨時工も含めて、罹病しながら業務上疾病と認定されていない人、現住所の不明な人企業の名簿にとどめられてさえいない人などが多数存在している。国は、これらの人々の救済に全力をあげるとともに、クロムを生産又は使用する全企業において、退職者、下請を含め全従業員の精密検査を早急に実施し、また、マンガンやニッケル等を生産又は使用する全企業においても同様の措置をとる必要があることを考え、わが党は次のように申し入れるものである。

記

一、日本化学工業はもとより、クロムやその化合物を生産又は使用している、あるいはしたことのある企業の全労働者（退職者、下請、臨時工等を含む）の精密検査を保健所等の公の機関で早急に実施すること。過去の名簿からもれている人、現住所の不明な人も探し出して実施すること。死亡者についても縦密な検討を加えること。

一、ニッケル、マンガン、鉛、水銀、砒素等に関わる労働者についても同様な

措置をとること。

一、これらが原因となっておこりうる疾病の罹患者及び罹病による死亡者については、業務上疾病ではないと科学的に断定できないかぎり、業務上疾病と認定すること。

一、労働基準監督署に監督官及び専門家を大幅に増員して、監督を強化し、全国、全産業にわたって労働基準法、労働安全衛生法等を完全に守らせること。

一、作業条件を十分な点まで改善するために労働法、安衛法を見直し、改正すること。

一、自らこれらの労働に従事してきた小零細経営者及びその家族に対して、精密検査を実施し、補償措置をはかること。

インフレと不況の長期化の中で、中小企業者の経営と生活は、生産の停滞、売上げの減少、倒産の激増などで危機的状況となっている。この危機を開拓するのではなく、政策判断があやまつた政府の責務である。今回の第四次不況対策はきわめて不十分であり、政府は、左記のような中小企業向けの不況対策を早急に行なうべきである。

記

一、日本社会党中央執行委員長
成田知己
労働大臣
長谷川峻殿

一九七五年八月二一日

二、日本社会党中央執行委員長
成田知己
労働大臣
長谷川峻殿

一、政府系中小企業金融三機関の貸付枠について、年末追加を昨年度の実質五割増しを上回る一兆円程度とするとともに、公定歩合引下げに伴う金利引下げを早急に行うこと。

二、民間金融機関の中小企業向け貸付けの積極的増加、貸付け金利の引下げ、歩積み両建の廃止を行うよう強力に指導するとともに、その実態を的確に把握すること。さらに、相銀、信金、信組等においては、低コスト資金が導入できるよう措置すること。

三、政府系中小企業金融三機関の既往の貸付金については、返済猶予措置を行うとともに、必要な新規貸付を行なうこと。

一九七五年九月十八日

日本社会党政策審議会

総理大臣 三木武夫 殿
通産大臣 河本敏夫 殿

るため、信用保証協会に対する補助金を三十億円増額するとともに、中小企業信用保険公庫に対する基金を二百七十億円追加し、保証枠の拡大、保証料率の引下げを行うこと。

五、不況対策としての公共投資は、地方自治体が行なう生活福祉関連公共事業を中心に行なうこととし、そのための財源措置を講ずるとともに、中小企業の官公需の受注比率を抜本的に高めること。

六、不況業種の中小企業、大型倒産に関連する下請中小企業については納付延期措置を行なうこと。

七、当面の不況対策と合わせ、大企業による中小企業のシワ寄せを防止するため、中小企業の事業分野を確保する法律及び独禁法改正案を、内閣の責任においてすみやかに提案すること。

C

-62-

C

1975年10月1日発行

政策資料第111号

毎月1回1日発行

編集人 松浦利尚

発行人 堀昌雄

発行 日本社会党政策審議会

東京都千代田区永田町 衆議院第二会館
電話 東京03(581)5111 内線2222~3

定価200円 (送料別)
